

# 律令租税免除制度の研究

神戸航介

A Study of the Ritsuryō Tax Exemption System

KANBE Kōsuke

序

## ① 賦役令租税免除規定の構造

## ② 租税免除の展開

結語

【論文要旨】

本稿は日本古代国家の租税免除制度について、法制・事例の両面から検討することにより、律令国家の民衆支配の特質とその展開過程を明らかにすることを旨とした。

律令制において租税制度を定めた篇目である賦役令の租税免除規定は、(1) 身分的特権、(2) 特定役務に任じられた一般人民、(3) 儒教思想に基づく免除、(4) 民衆の再生産維持のための免除、の四種類に分類することが可能である。こうした構造は唐賦役令のそれを継受したものであるが、(1) は律令制以前の畿内豪族層の系譜を引く五位以上集団の特権という性格を持っていたこと、(2) は主として中央政府の把握のもとに置かれた雑任を対象とし、在地首長層の力役編成に依拠した地方の末端職員は対象とならなかったことなど、唐の制度を日本固有の事情により改変している。一方(3) (4) の免除は中国古来の家父長制的支配理念や祥瑞災異思想を背景とするもので、日本の古代国家はこうした思想を民衆支配に利用するため、租税免除規定もほぼそのまま継受した。

六国史等における実際の租税免除記事を見ると、八世紀には(3) (4) の免除は即位や改元など王権側の事情、災異など民衆側の事情を契機とし、現行支配の正当性を主張するために国家主導で実施された。しかし九世紀になると、王権側の事情による租税免除は次第に頻度を減少させていくように、儒教的支配理念が民衆支配の思想としては機能しなくなる。災異の場合も王権主導の免除は減少し国司の申請による一国ごとの免除が主流になっていき、未進調庸の免除も制度的に確立するが、これは国司の部内支配強化に対応し国司を通じた地方支配体制の進展に対応するものであり、十世紀には受領に対する免除として再解釈されていた。ただし天皇による恩典としての租税免除の思想は院政期まで存在しつづけたのであり、ここに古代国家の最終的帰結を見いだすことも可能であろう。

【キーワード】租税免除、天聖令、賦役令、調庸制、儒教思想

## 序

国家の特質を示す重要な要素として租税の徴収があることは先行研究で強く意識されてきたところであるが、逆にどのような場合に租税が免除されるかという問題から、国家の特質に迫る試みも有効であろう。前近代社会における租税の免除は、特権階級への恩典、民衆の再生産の維持、君主の正当性の誇示など独特の意味を持ち、国家の性格が顕著にあらわれる。ところが、日本古代における租税免除については、個別の断片的な研究はあるものの、全体を見通した包括的な研究はほとんどなされてこなかった。<sup>(2)</sup>

そこで本稿では、古代日本における租税免除の諸様相を全体として把握することを目指す。方法論としては、第一に、賦役令の租税免除規定を検討したい。賦役令は全三十九条のうち、三分の一にあたる十三条が租税免除関連規定であるが、近年の北宋天聖令の発見によって、その全てが唐令に由来することが判明した。<sup>(3)</sup> そこでまずは唐令との比較を通じて、賦役令の租税免除規定を体系的に理解したい。その上で、六国史等に見える八・九世紀の租税免除の実例を検討する。さらに、これらの考察の結果を踏まえ、租税免除が平安時代以降どのように展開していくかにも議論を及ぼすこととしたい。

なお、律令制における百姓の基本的負担を課役というが、課役の語は唐令では租・調・庸（歳役）を指す。<sup>(4)</sup> 一方日本令では租を含まず雑徭を含むが、本論でも触れる賦役令9水旱条では、唐令を継受した結果田租の免除も含まれ、その他実態として田租の免除がしばしば行なわれている。そこで本稿では免除される税目の総称として「租税」の語を使用し、課役を構成する調庸雑徭の他、田租も検討の対象に含めることとする。同様に免除の対象とされる税目として地方の正税本租・利租があるが、

今回は考察の対象外とし、必要の範囲内で触れることとする。<sup>(5)</sup>

### ① 賦役令租税免除規定の構造

#### 1 身分的特権

まずとりあげるのは、支配者層の身分的特権としての租税負担義務の免除についてである。天聖賦役令では以下に掲げる二条が基本規定となる。

天聖賦役令宋8

皇宗籍属<sup>三</sup>宗正<sup>一</sup>者、及太皇太后・皇太后・皇后本服總麻以上親、皇太子妃本服大功以上親、親王妃及内命婦一品本服冢以上親、五品以上父祖兄弟、並免<sup>二</sup>色役<sup>一</sup>。

天聖賦役令唐14

諸文武職事官三品以上、若郡王父祖兄弟子孫、五品以上及勳官三品以上有封者若国公父祖子孫、勳官二品若郡县公侯伯子男父子、並免<sup>二</sup>課役<sup>一</sup>。

宋8は宋代の令文であるので、唐令からどの程度改訂されているか唐代の史料によって検討し、唐令条文の復原を試みたい。本条については、『唐令拾遺』<sup>(6)</sup>で『唐六典』卷三・戸部郎中員外郎条、『唐律疏議』戸婚律12相冒合戸条疏、『文献通考』卷十三・職役考復除の記述から、賦役令二〇条として相当条文が復原されている。以下に復旧条文と根拠資料を掲げておく。

『唐令拾遺』賦役令二〇条

諸皇宗籍属<sup>三</sup>宗正<sup>一</sup>者、及太皇太后・皇太后・皇后總麻以上親、内命婦一品以上親、文武職事官三品以上若郡王周親、及同居大功親五品以上、及国公同居周親、並免<sup>二</sup>課役<sup>一</sup>。

『唐六典』卷三・戸部郎中員外郎条

凡丁戸、皆有<sup>二</sup>優復蠲免之制<sup>一</sup>。(諸皇宗籍属<sup>二</sup>宗正<sup>一</sup>者、及諸親、五品以上父祖兄弟子孫、及諸色雜有<sup>二</sup>職掌<sup>一</sup>人。)

『唐律疏議』戸婚律12相冒合戸条疏

依<sup>二</sup>賦役令<sup>一</sup>、文武職事官三品以上若郡王期親及同居大功親、五品以上及国公同居期親、並免<sup>二</sup>課役<sup>一</sup>。

『文獻通考』卷十三・職役考<sup>二</sup>復除<sup>一</sup>

唐制、太皇太后・皇太后・皇后總麻以上親、内命婦一品以上親、郡王及五品以上祖父兄弟、職事勳官三品以上有封者若皇男父子、(中略)皆免<sup>二</sup>課役<sup>一</sup>。

その後鈴木俊氏が、『文獻通考』にある「太皇太后・皇太后・皇后總麻以上親、内命婦一品以上親」という記述は『新唐書』食貨志の記事を転載したものであり、『新唐書』の記事は『唐六典』の記事に勝手な解釈を加えた可能性が高いとし、この部分を令文から削除すべきとした。<sup>(7)</sup> また大津透氏は『文獻通考』及び『新唐書』から、「国公同居周親」の後に「職事勳官三品以上有封者若皇男父子」を補うべきとした。<sup>(8)</sup> 以上の鈴木・大津両氏の案を採用した『唐令拾遺補』<sup>(9)</sup>では、次のように修正されている。

諸皇宗籍属<sup>二</sup>宗正<sup>一</sup>者、及文武職事官三品以上若郡王周親、及同居大功親五品以上、及国公同居周親(職事勳官三品以上有封者若皇男<sup>(公)</sup>父子)、並免<sup>二</sup>課役<sup>一</sup>。

しかし天聖令本条を見ると、鈴木氏が削除すべきとした太皇太后・皇太后・皇后の總麻以上親族、及び内命婦一品の親族の規定が存在する<sup>(10)</sup>ので、この部分は唐令に存在したとみてよからう。問題は従来の史料では知られなかった皇太子妃の本服大功以上親族と親王妃の本服期以上親族に対する規定であり、これが唐代に遡るかは明証を得ない。ただし唐名例律9皇太子妃条で、皇太子妃の大功以上親族は死罪について請(特別

に上奏して皇帝の判断に委ねる特例措置)の特権がある。また唐選挙令復旧二四条では、皇太子妃周親は資蔭として従七品上に叙せられることになっており、天聖喪葬令唐1では皇太子妃の親族への賻物支給規定がある。以上から、少なくとも皇太子妃親族の規定は一応復原しておくのが穏当であろう。

さらに『唐令拾遺補』では皇宗と官人親族の免課役を同一条文として復原しており、宋8の末尾にも五品以上官人の父祖兄弟子孫に対する規定がある(「免色役」は唐令では「免課役」である)が、唐14を見ると、五品以上職事官の親族への免課役が宋8と重複している。これは唐14が不行唐令として有効法でなくなったことで宋8に追加された結果と考えられ、唐令では皇宗や后、内命婦など皇帝・皇太子のキサキの親族に関する条文と、官人の親族の免課役規定が分かれていたと見るべきである。以上を踏まえ、ここでは暫定的ではあるが、開元二十五年令として右のような復原案を提示する。<sup>(11)</sup>

皇宗籍属<sup>二</sup>宗正<sup>一</sup>者、及太皇太后・皇太后・皇后本服總麻以上親、皇太子妃本服大功以上親、親王妃及内命婦一品本服周以上親、並免<sup>二</sup>課役<sup>一</sup>。

一方、唐14は五品以上職事官等の親族に対する免課役を規定する。唐14は不行唐令ではあるが、唐令として扱う上では、従来の復原と比べると五品以上の兄弟を脱し、『唐律疏議』所引賦役令に見える「同居」の語が無いなどの問題がある。<sup>(12)</sup> 後者の問題については天聖令発見以前にも指摘されており、日野開三郎氏は同居の規定がその他の史料に全く見えないことから『唐律疏議』所引賦役令を永徽律の引く貞観・永徽頃の規定(日野氏は武徳七年令とする)と解釈し、その他の史料が引用する規定との時期差を想定している。<sup>(13)</sup> 親族範囲を服喪期間で表現するなど『唐律疏議』所引賦役令は永徽令以前の古いあり方を残していると見た方がよいのかもしれない。また、「勳官<sup>二</sup>三品<sup>一</sup>」の規定は従来復原されていな

かった。文脈上前段に見える「勳官三品以上有封者」とは区別されると思われるが、この「勳官二品」とは敦煌出土の天宝年間差科簿等に見える百姓勳官のことであろう。天宝年間差科簿では、勳官二品である「上柱国」「柱国」の子の注記はあるものの、兄弟や孫の注記は見えない。百姓勳官の父で課丁の例はないので不明であるが、こうしたあり方は唐14と矛盾しない。また日野開三郎氏は賦役令の関連史料を検討し、有封者全員が父子免課役と読解したが、唐14は後段に勳官二品父子があるから、「勳官三品以上有封者」すなわち職事勳官なら父祖子孫、「勳官二品」すなわち百姓勳官は父子免課役となろう。とすれば実例と矛盾せず、この規定も永徽令まで遡ると考えて問題ない。

これら身分的特権としての免除規定に関連して、天聖賦役令唐17に、諸蔭親属免課役者、其散官亦依職事例。其守官依本品。

という規定がある。ここでの蔭親属とは唐14に規定された範囲の人々のことで、唐14に「文武職事官」とあるのを、散官のみ有する者もこれに相当するものとして適用すること、守官（散官より職事官の方が品階が高い）の場合は「本品」すなわち散官の品階を適用するという、唐14の補助規定である。永徽令以降に追加された条文である可能性は捨てきれないものの、日本の位階の場合、位には唐の散官とその品階の両方の機能があり、位階は直接本人のランクを示し、それにより親族の恩典もおのずから明らかになる。したがって本条は日本令には不要であったため削除されたと考えておきたい。

では、唐14の対象外となる六品以下官人の親族の待遇はどうだったか。職事・散官六品以下及び百姓勳官三品から五品の子を品子というが、六品までは流外官から入流してきた庶人もなりえたから、六品と五品の間には待遇面で大きな差があった。しかし品子に対しても租税負担に関する特権が全くなかったわけではなく、天聖賦役令唐16に、次のように規定されている。

諸文武職事六品以下九品以上・勳官三品以下五品以上父子、若除名未叙人及庶人年五十以上、若宗姓、並免役輸庸。願役身者聽之。其底輸庸者、亦不在雜徭及点防之限。其皇宗七廟子孫、雖蔭尽、亦免入軍。

これによれば、品子（父も含む）、除名未叙人、庶人五十歳以上、宗姓者などは、実役を免除して庸で代納させることとし、雜徭や防人などの役務にも就くことがないようにしている。また皇宗七廟子孫で「蔭尽」というように、宋・唐14の対象外ではあるが実役免除の特権を与える身分について規定しているのである。品子の待遇について、かつて宮崎市定氏は本来租調を納め、力役を免除されていたとし、西村元佑氏は雜徭のみ免除されていたとするなど議論があったが、本条の出現により、数量的には雜徭のみ免除だが、特権として力役は必ず庸で代納し、実役につかないことが保証されていたことが明らかになったのである。除名未叙人についても、かつて官人だった者が罪を犯して解任中であつたとしても実役だけは免れるとされているように、支配者層が身分として労役に駆使されないという觀念が色濃く反映された条文である。

一方、日本の賦役令に規定された身分的特権としての免課役は、賦役令18三位以上条に次のように規定されている。

凡三位以上父祖兄弟子孫、及五位以上父子、並免課役。

本条は唐14に対応するものであり、日本の実態に合わない勳官や封爵を削除した以外はほぼ同様の構造である。またこれとは別に、基本的身分としての不課を定めた戸令5戸主条に、

凡戸主、皆以家長為之。戸内有課口者、為課戸。無課口者、為不課戸。不課。謂皇親、及八位以上、男年十六以下、并蔭子、者、癡疾、篤疾、妻、妾、女、家人、奴婢。

とある。不課とは基本的身分として課役を免除されているものであるが、

これに対し賦役令の一連の免課役規定は、課口であるが特定の状況下で課役が免除される「課見不輸」にあたる。対応する唐戸令復旧七条と比較すると、唐令にはない蔭子と皇親が追加されているのが注意される。本条義解・古記で蔭子は子だけでなく賦役令により三位以上の父祖兄弟も含むと注釈されているように、賦役令18三位以上条は戸令で不課とされる蔭子の範囲を規定したものと見えよう。また、義解が帶勲者について「但不<sub>レ</sub>帶<sub>二</sub>五位以上<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>此例<sub>一</sub>也」と、勲位を帯びた者の場合でも五位以上でなければ対象とならないと注釈しているように、三位以上条の規定は五位以上集団への特権という性格が強い<sup>(21)</sup>。

また、唐16に対応する養老賦役令20除名未叙条は、

凡除名未<sub>レ</sub>叙人、免<sub>レ</sub>役輸<sub>レ</sub>庸。(願<sub>レ</sub>役<sub>レ</sub>身者、聽<sub>レ</sub>之。)其<sub>レ</sub>心<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>庸者、亦不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>雜徭及点防<sub>一</sub>之限<sub>一</sub>。

とあり、六位以下初位以上の子(位子)・父等の税法上の優遇を規定していない。本条は大宝令では存在しなかった可能性が高く、位子等の優遇規定がないのは第一に歳役実役が日本令で存在しなかったためであるが、しかし雜徭などその他の力役免除規定が無い点で、位子の位置づけに唐の品子と相違が認められ、五位以上集団に有利な制度になっていた。

身分的特権の典型的事例である官人出身法に目を向ければ、日本は唐の資蔭制に倣った同様の蔭位の制があるが、蔭位の制は唐に比べて三位以上子孫と五位以上の子を極めて優遇しており、ヤマト政権下においてマエツキミ層を出した畿内豪族から貴族層を再生産するための仕組みである<sup>(24)</sup>。位子についても、日本の位子は唐に比べて出身し六位以下官人になりやすく、同一の階層から貴族層が再生産される構造になっており、日本独自の貴族制の要素と評価することができる<sup>(25)</sup>。有位者の親族の課役免除規定も、こうした構造に適合した制度になっていると理解することができよう。

さらに、先の唐令復原を前提とすれば、日本の賦役令には身分的特権

としての課役免除規定は三位以上条しかないから、日本令は宋8に相当する宗正寺籍所屬者と外戚の課役免除規定そのものをあえて継受しなかったことになる。ただし日本では、前掲戸令5戸主条で皇親の不課が規定されている。皇親の範囲は繼嗣令1皇兄弟子条で親王と四世以上の王とされていて、戸令5戸主条の令義解(積無別)によれば、五世王は選叙令35蔭皇親条により従五位下に叙せられるため不課、六世王は五位以上である五世王の子として不課、七世王は五世王の孫として輪調免<sup>(26)</sup>徭、八世以下は蔭が絶え白丁と同じく課役を負担すると注釈されている。

これらから、皇宗規定の削除は戸令で基本的身分として皇親を規定し、皇親の範囲は繼嗣令とされたため、賦役令では不要とされたと考えてよからう。問題は外戚の課役免除を削除した点である。日本には中国のような同姓不婚が存在せず、ヤマト王権時代から皇后(太后)は皇族出身という原則がある<sup>(27)</sup>という事情もあるが、その点を差し引いても皇宗が不要とされた点は注目してよい。なお検討を要するが、本条が日本令で削除されたことから、日本律令自体の性格として特定の外戚氏族が王権と結びつき勢力を伸ばすことを妨げる傾向にあったと評価できる。皇親と畿内貴族集団は共同で全国を支配し、支配者層自身は調庸を収奪し再分配を受ける存在として律令に位置づけられていたと言えよう。

## 2 雑任

次に検討したいのは、基本的身分としては課役を負担する課口であるが、官衙の下級職員など特定の役務に就くなどの状況において課役を免除される者についてである。具体的には、天聖賦役令唐15・唐18の規定に次のようにある。

天聖賦役令唐15

諸正義及常平倉督、県博士、州県助教、視流外九品以上、州県市令、品子任<sub>二</sub>雜掌・親事・帳内<sub>一</sub>、国子・太学・四門・律・書・算等学生、

俊士、無品直司人、衛士、庶士、虞候、牧長、内給使、散使、天文・医・卜・按摩・咒禁・薬園等生、諸州医博士・助教、兩京坊正、畧録事、里正、州県佐・史・倉史・市史、外監録事・府・史、牧尉・史、雜職、駅長、烽帥、烽副、防閣、邑士、庶僕、伝送馬驢主、採薬師、獵師、宰手、太常寺音声人、陵戸、防人在<sub>レ</sub>防及将防年非<sub>二</sub>本州防<sub>一</sub>者、徒人在<sub>レ</sub>役、流人充<sub>二</sub>待<sub>一</sub>（謂<sub>下</sub>在<sub>二</sub>配所充<sub>レ</sub>侍者<sub>上</sub>。三年外依<sub>二</sub>常式<sub>一</sub>）・使<sub>一</sub>、並免<sub>二</sub>課役<sub>一</sub>。其貢举人試得第並諸色人年勞已滿<sub>二</sub>应合<sub>一</sub>流入<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>事<sub>一</sub>故<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>叙者、皆準<sub>レ</sub>此。其流外長上三品以上及品子任<sub>二</sub>雜掌並親事<sub>一</sub>・帳内<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>理解者、亦依<sub>二</sub>此例<sub>一</sub>。应<sub>レ</sub>叙不<sub>レ</sub>赴者、即依<sub>二</sub>無資法<sub>一</sub>。天聖賦役令唐18

諸漏刻生、漏童、菓童、奉饌、羊車小史、岳瀆齋郎、獸医生、諸村正、執衣、墓戸、並免<sub>二</sub>雜徭<sub>一</sub>。外監掌固・典事、屯典事、亦準<sub>レ</sub>此。唐15は免課役となる雜任等の種類を列挙し、これとは別に、唐18として免雜徭となる雜任について規定している。両者が別条とされている理由については、大津透氏は唐18に列挙されている力役は雜徭の義務しかもたない中男があたるのが普通であるためとしたが、その後公開された天聖雜令唐1の任用規定によってもこれらの役務に採用されるのが中男であったことが確認できる。ただし別枠で「亦準<sub>レ</sub>此」とされる外監掌固・典事、屯典事は中男であったか不明で、何らかの特別な事情によるものであった可能性がある<sup>(30)</sup>。

唐15の内容について、まず後段の「其貢举人」以下の規定を検討したい。「貢举人試得第」は、国子字等の教育機関の最終試験を通過し、尚書省礼部で受ける貢举に合格した者である。「諸色人年勞已滿、应合<sub>二</sub>入流<sub>一</sub>」については、庶人が流入する（流内官になる）際のことを指していると思われるが、この場合は本司の推薦を受けて尚書省で銓擬され、流外選に入り、流外官として考満した後に職事官を授けられるというルートであり、ここでの「諸色人」は流外官を含むと考えられる。

次の「流外長上三品以上」は後述するが、「品子任<sub>二</sub>雜掌並親事<sub>一</sub>・帳内<sub>一</sub>」は、先に触れた品子が雜掌・帳内・親事などの役務に就く場合である。品子は基本的身分として実役を免除されていたが、雜掌・親事・帳内を経験した品子は解任後も免課役とする規定であり、品子の身分的特権の一つと言える。『唐六典』卷五・兵部郎中員外郎条によれば、六・七品の子が親事、八・九品の子が帳内に任じられる。「雜掌」は正確には未詳だが、敦煌差科簿の実例に見えるような、帳内・親事以外の役務に充てられている品子であろう。彼らが以理解とされた場合でも引き続き免課役とする<sub>二</sub>とされているのである。最後の「应<sub>レ</sub>叙不<sub>レ</sub>赴者、即依<sub>二</sub>無資法<sub>一</sub>」については、渡辺信一郎氏は、『新唐書』卷四十六・百官一司勳郎中員外郎条に「凡<sub>レ</sub>酬功之等、見任、前資、常選、曰<sub>二</sub>上資<sub>一</sub>。文武散官、衛官、勳官五品以上、曰<sub>二</sub>次資<sub>一</sub>。五品以上子孫、上柱国、柱国子、勳官六品以下、曰<sub>二</sub>下資<sub>一</sub>。白丁、衛士、曰<sub>二</sub>無資<sub>一</sub>。跳盪人、上資加<sub>二</sub>三階<sub>一</sub>、次資、下資、無資以<sub>レ</sub>次降」とあるのを参照し、「資格がありながらもまだ官職を除外されていない人物（白丁相当）に対し、この「無資」なる格付けを利用して課役免除としたものである」とする<sup>(33)</sup>。しかし軍功の報償方法に関する規定と本条がどう関わるかわかりにくい。「不<sub>レ</sub>赴」は任官の要請を受けながらこれを断ることであり、とすれば「無資」は「資蔭がない」という意味で、「应<sub>レ</sub>叙不<sub>レ</sub>赴」は「有<sub>二</sub>事故<sub>一</sub>未<sub>レ</sub>叙者」と対になるもので、本人の意志により任官を辞退した者は、賦役令唐14などに規定された蔭による免課役特権を持たないという意味ではなからうか<sup>(35)</sup>。

以上見てきたものは、「人事手続き上特殊な立場にある者」と整理することができ、前段の雜任層と区別して規定されているのである。それでは、前段で列挙された雜任等の規定にはどのような特徴を見出せるだろうか。池田温氏が述べるように唐律令制の官僚機構は、その下層にある広大な雜任の世界が全体を支える構造になっていたが、天聖令中には本条も含め雜任等に関する規定が多く含まれていて、従来の想定以上

に、律令制は雑任の世界をその内部に明確に組み込んでいたことが判明した。そこでここでは賦役令の理解に関わる範囲で、雑任規定の意味について考えてみたい。

まず注目すべきは、天聖雑令唐15である。

諸司流外非長上者、総名「番官」。其習馭、掌閑、翼馭、執馭、馭士、駕士、幕士、称長、門僕、主膳、供膳、典食、主酪、獸医、典鐘、典鼓、佃人、大理問事、総名「庶士」。内侍省・内坊闈人無「官品」者、皆名「内給使」。親王府闈人、皆名「散使」。諸州執刀、州典獄・問事・白直、総名「雜職」。州典録事・市令・倉督・市丞・府事・史・佐・計史・倉史・里正・市史、折衝府録事・府・史、兩京坊正等、非「省補」者、総名「雜任」。其称「典史」者、雜任亦是。

本条は諸々の役務の名称の定義を規定したものである。まず流外官で長上でない者を「番官」とする。流外長上については雑令唐8に、太常寺謁人以下の役務を列挙して定義しており、ここにあげていない流外官が流外番官ということになる。次に「庶士」は、掌閑・獸医・大理問事以外は雑令唐2に規定されている役務で、同条によれば中央官司で勤務し、毎年本司が必要人数を録し戸部に申請、十二月一日に尚書省に集め諸司に分配するという手続きをとる。次に内侍省・内坊の宦官を「内給使」、親王府の宦官を「散使」と定義する。ここまでは主として中央で勤務する役務である。

その後列挙されているのは州県・折衝府など地方の役務で、「雜職」と「雑任」に区分されており、これが何に基づくか不明な点もあるが、雑任の方は「非「省補」者」とあるのが重要<sup>(38)</sup>、各官衙で独自に選任される末端職員を「雑任」と定義しているのである<sup>(39)</sup>。なお、「典史」の語は律に一条だけ見えるが、ここに規定された雑任も典史に含まれるとしている<sup>(40)</sup>。

このように狭義の「雑任」は唐15で規定された州県独自に選任する役

職であったが、例えば『唐律疏議』職制律53役使所監臨条疏に、

謂流外官者。謂諸司令史以下有「流外告身」者<sup>上</sup>。雜任。謂「在「官供」事無「流外品」。為「其合中」在「公家」驅使<sup>上</sup>故得「罪輕」於凡人<sup>一</sup>。

とあり、雑任は官にあつて職務を担う者で流外品を持たない者とされている。また西魏時代のものではあるが、大統十三年（五四七）瓜州効穀郡？計帳<sup>(41)</sup>では獵師・防闈・虞候が「雑任役」と称されていて、「雑任」の語は広義には課役を免除される様々な官司の役務を含んでいた。ただし、唐15は厳密に全ての免課役者を網羅しているわけではない。例えば唐永徽元年後某郷戸帳では「渠長」が不輸とされている。また開元水部式残巻で水手などが免課役とされているように、式により免課役とされる場合もある。

彼ら雑任等の課役免除の手續きについては天聖賦役令宋6に、

諸戸役、因「任官」應「免者」、驗「告身」灼然実者、注「免」。其見充「雜任」授「流内官」者、皆準「此」。自余者不「合」。

とある。本条の元となった唐令は『通典』卷六・食貨六賦税法に引く開元二十五年令に加え、『令集解』賦役令12春季条古記所引開元式及び『唐律疏議』名例律33以贓入罪条疏が引用する「令」により、『唐令拾遺』賦役令一三条として以下のように復原されている。

諸任官應「免」課役者、皆待「鑄符至」、然後注「免」。符雖「未」至、驗「告身」灼然実者、亦免。其雜任被「解」附者、皆依「本司解時日」月「拋」徵。

天聖令の冒頭「戸役」は宋代の職役のことで、戸等に依りて主戸（土地・家屋を所有する戸）に課され、種々の労役に就くもので、宋代賦役制度に基づく改変である。宋代には両税は戸の等級に応じて賦課されるため任官されても両税は免除されず、職役免除の特権を得るのみであった<sup>(42)</sup>。また、天聖令には「鑄符」の字句が見えないが、これは『宋会要輯稿』食貨五十六所収真宗咸平四年（一〇〇一）二月詔に「戸部旧有「鑄符」。按

主百官人吏蠲免差配給<sup>二</sup>蠲符<sup>一</sup>。自<sup>レ</sup>此廢<sup>レ</sup>之。其諸州先貢蠲符亦免<sup>一</sup>とあるように、咸平四年に蠲符制度が撤廃されたことを受けたものである。さらに後段の雑任に関する規定が天聖令では「其見充<sup>二</sup>雜任<sup>一</sup>授<sup>二</sup>流内官<sup>一</sup>者、皆準<sup>レ</sup>此。自余者不<sup>レ</sup>合<sup>一</sup>」とされている。『天聖令校證』は「見充<sup>二</sup>雜任<sup>一</sup>」と「授流内官」の間を中黒にしているが、「授流内官」は「任官」と重複するし、雑任には告身が与えられないことから、「現在雑任に充てられている者が流内官を授かった場合」の意味と解釈したい。唐15により雑任・流外官は免課役とされたが、免課役規定・雑任規定共に不行唐令であり、唐宋間の雑任の位置づけの変化は大きく、宋代では流内・流外の別はほとんど意味がなくなっている。したがって宋6の「雑任」「流内官」は、宋代の胥吏と正名に対応するのだろう。宋代の胥吏は一定期間勤務すると官位を与えられ正名に補任される権利を得、これを「出職<sup>(44)</sup>」というが、天聖令後段の規定は胥吏が出職し告身を得た際に免職役とするという意味ではなからうか。

このように、天聖令は宋代の改変が大きく認められ、後掲養老賦役令11蠲符条との字句の一致からも、復原唐令としては『唐令拾遺』の復原に依拠すべきである。そこで『唐令拾遺』の復原に基づき本条を検討すると、本条は任官による課役免除にあたって蠲符を發行すること、蠲符到来以前でも告身によって任官を証明できる場合には課役を免除すること、雑任が解任されて課役を徴収される身分になる際には、本司が解任した日付によることを規定する。附除の時期が問題になるのは、天聖賦役令唐9に、  
諸春季附者、課役並徵。夏季附者、免<sup>レ</sup>課役<sup>レ</sup>。秋季以後附者、課役俱免。其詐冒隱避、以免<sup>二</sup>課役<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>限<sup>二</sup>附之早晚<sup>一</sup>、皆徵<sup>二</sup>當年課役<sup>一</sup>。逃亡者附亦同。  
とあり、附される季に応じてその年の課役をどこまで負担するかが変わるためである。

蠲符の対象については、流外官は流外告身を得るため、蠲符条の前段「任官」の規定に基づき、蠲符により免課役となる。唐令蠲符条は「任官<sup>(45)</sup>」と「雑任」を対置しており、蠲符の対象となるのは流内六品以下流外官までである。一方雑任には蠲符の発給がなく、『令集解』賦役令12春季条古記所引開元式に、

一、依<sup>レ</sup>令、授<sup>二</sup>流内官<sup>一</sup>免<sup>二</sup>課役<sup>一</sup>、皆待<sup>二</sup>蠲符至<sup>一</sup>、然後注<sup>レ</sup>免。雜任解下<sup>レ</sup>依<sup>レ</sup>附者、皆依<sup>二</sup>解時月日<sup>一</sup>拋<sup>レ</sup>徵。即補<sup>二</sup>雜任<sup>一</sup>人、合<sup>レ</sup>依<sup>二</sup>補時月日<sup>一</sup>蠲免<sup>上</sup>。

とあるのによれば、中央・地方の各官庁で補任された時点で免課役となるのである。蠲符は唐代では一人ひとりに渡されたよう<sup>(46)</sup>で、課役免除特権を得た身分を証明するものとして機能した。

唐制を右のように理解した上で、対応する日本令を考えてみたい。課役免除の対象となる雑任層については、賦役令19舍人史生条に、唐制と同様雑任を列挙する形で規定されている。

凡<sup>レ</sup>舍人、史生、伴部、使部、兵衛、衛士、仕丁、防人、帳内、資人、事力、馭長、烽長、及内外初位長上、勳位八等以上、雜戸、陵戸、品部、徒人在<sup>レ</sup>役、並免<sup>二</sup>課役<sup>一</sup>。其主政、主帳、大毅以下兵士以上、牧長帳、馭子、烽子、牧子、国学博士・醫師・諸学生、侍丁、里長、貢人得<sup>二</sup>第未<sup>レ</sup>叙、勳位九等以下、初位、及殘疾、並免<sup>二</sup>徭役<sup>一</sup>。其坊長、佃長、免<sup>二</sup>雜徭<sup>一</sup>。

唐令と比較すると、人事手続き上特別な状態にある者の規定を「貢人得<sup>二</sup>第未<sup>レ</sup>叙<sup>一</sup>」以外は削除している。今この点について詳論する余裕はないが、本条は特定の職務に就く雑任層を主たる対象として立条されている点を指摘しておきたい。戸令5戸主条集解穴記が「雜任之類、任替<sup>レ</sup>常故、不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>不課<sup>一</sup>也」と正しく注しているように、雑任は任を解かれれば課役を負担するのであるから、基本的身分としての不課とは區別されなければならない。



次に、日本では唐と異なり免課役―免徭役―免雜徭という三つの段階を設定している。ただし坊長・廩長が免雜徭とされているのは、これらが庸が免除されている京内のみのものであるためである。免課役と免徭役とされる身分の差異についてははっきりしないが、免課役とされる雑任は主として地方社会から離れて中央で勤務するもの、免徭役とされるのは地方の雑任、および特権身分になる前の段階の者という傾向を見いだすこともできる。

免除手続きについては、まず養老賦役令11鐳符条に次のようにある。  
凡<sub>任官</sub>。免<sub>課役</sub>者、皆待<sub>鐳符</sub>至<sub>二</sub>、然後注<sub>レ</sub>免。符雖<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>至、驗<sub>レ</sub>位記<sub>一</sub>灼然実者、亦免。其雜任被<sub>レ</sub>解<sub>レ</sub>心<sub>レ</sub>附者、皆依<sub>二</sub>本司解時日月<sub>一</sub>。扱<sub>レ</sub>徵。

大宝令では唐令に倣い冒頭に「任官」の二文字があったが、任官に限らない鐳符によるあらゆる課役負担の変更を含むように養老令で削除された。<sup>(47)</sup> また、養老賦役令12春季条には、

凡春季附者、課役並徵。夏季附者、免<sub>レ</sub>課<sub>レ</sub>從<sub>レ</sub>役。秋季以後附者、課役俱免。其詐冒隱避、以免<sub>二</sub>課役<sub>一</sub>、不限<sub>二</sub>附之早晚<sub>一</sub>、皆徵<sub>二</sub>当<sub>レ</sub>発年課役<sub>一</sub>。逃亡者附亦同。

と、唐令と全く同文の規定があり、免除手続きは唐令をほぼそのまま継承している。

しかし、鐳符の財政上の位置は唐令とは全く異なっていた。『令集解』賦役令12春季条穴記今師説に「民部鐳符云、以<sub>二</sub>其季<sub>一</sub>。応<sub>二</sub>徵免<sub>一</sub>之人若干者」とあり、日本の鐳符の書式の一部がわかるが、これは民部省から各国ごとに充てた、その国の季ごとの免から徴へ、徴から免へという課役移動を通過する文書であり、唐のような各人に与えられた身分証明ではない。さらに延喜主計式下1勘大帳条には、

凡勘<sub>二</sub>大帳<sub>一</sub>者、皆扱<sub>二</sub>去<sub>レ</sub>年帳<sub>一</sub>勘<sub>二</sub>其出入<sub>一</sub>。但死亡、篤・癡・殘疾、服侍、隱首、括出、并中男、郷戸課丁等色、計<sub>二</sub>会別簿<sub>一</sub>。其依<sub>レ</sub>符

入<sub>レ</sub>課、及雜色等類、勘<sub>二</sub>合省符<sub>一</sub>。若違<sub>レ</sub>符過免、并可<sub>レ</sub>進而不<sub>レ</sub>進者、並即勘出、徵<sub>二</sub>其課役<sub>一</sub>。(中略) 其依<sub>レ</sub>符所<sub>レ</sub>免為<sub>二</sub>符損<sub>一</sub>。(八位、蔭子、四位孫、大舍人、三宮舍人、諸司史生、事業、葉生、歌・舞・琴・鼓吹生、諸司雜部、番上工、左右近衛・兵衛・門部、主政帳、軍毅、帶刀、帳内、資人、神主、禰宜、祝部、陵戸、大宰厨戸、吉野国栖、得度、並為<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>課<sub>一</sub>。朝集・税帳雜掌、衛士、仕丁、事力、軍士、鎮兵、采女守廬・採樵、復人、流人、徒人、美濃国坂本駅戸、信濃国阿知駅戸、大宰・陸奥漏刻守辰丁、為<sub>二</sub>見<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>輸<sub>一</sub>。初位、位子、学生、典葉生、廩長、坊・郷・牧長帳、駅長、駅子、烽長、渡子、兵士、為<sub>二</sub>半<sub>レ</sub>輸<sub>一</sub>之類。其遷<sub>二</sub>就畿内<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>復<sub>一</sub>。依<sub>レ</sub>符所<sub>レ</sub>進為<sub>二</sub>符益<sub>一</sub>。〈符損等人依<sub>レ</sub>符還<sub>レ</sub>本之類〉。(後略)

とあり、鐳符による課役移動を大帳と勘会する規定があるが、「符損」の中で列挙されているように、鐳符の対象としては八位や初位など最初に官人として出仕することになった者や、特定の雑任層が載せられるのであり、養老令における「任官」の文言の削除からもうかがえるように、日本の鐳符は主として雑任の課役免除による各国の課役数の減少を認可するために作成されるのである。

鐳符作成手続きの詳細を見ると、鐳符に載せられる以前に、本人と国からの申請により、勘籍という戸籍照合作業が行なわれる。勘籍とは、新たに出身ないし得度した者や罪人など、課役免除の対象となる者について、過去三回ないし五回分の戸籍(位子・諸司雜色・得度は三比、諸衛舍人は五比)を勘検することである。勘籍は唐制にはない日本独自の手続きであるが、延喜式部式上246位子条に「勘<sub>二</sub>会籍帳<sub>一</sub>、下<sub>二</sub>其鐳符<sub>一</sub>、乃聽<sub>レ</sub>預<sub>レ</sub>考」とあるように、免課役だけでなく考課の対象となるための前提となる手続きであった。雑任だけでなく蔭子孫や位子、郡司や伴部にも勘籍が行なわれることから、勘籍は特定の階層の再生産を維持するという本質がある。<sup>(48)</sup> なお、勘大帳条の符損となる者は、賦役令と異な

り不課と見不輸が区別されている。これは決して無意味な区別ではなく、前者は勘籍を経る者であろう。

勘籍を経た後の手続きとしては、式部省・兵部省・玄蕃寮による季帳の作成がある。<sup>(49)</sup>『令集解』戸令20造帳籍条令釈に「式有四季帳」。課役并侍人出入、皆扱「季帳」とあり、春季条の規定により附除の季ごとに課役の徴収が異なるため、これを明らかにするために四季ごとの符損・符益をまとめた帳簿が四季帳であり、式部・兵部省と玄蕃寮が作成し太政官に提出する。これが官符とともに民部省に下され、国ごとに整理し直して鐫符として太政官を経て諸国に下されるのである。<sup>(50)</sup>勘籍を経た雑任はその後、各官司ごとの雑任帳に付されて把握されたらしい。<sup>(51)</sup>

このような手続きで雑任の課役免除がなされていた。雑任の律令制における位置という意味で言えば、民部省や式部省・兵部省・玄蕃寮で把握された者のみが課役免除にあずかるという点に注意しておきたい。

ここで再び舍人史生条に目を向け、雑任の種類に注目すると、唐の方が多様な種類の雑任を規定している。唐の場合、庶士など中央官司で勤務する下級職員についても一々列挙し、また倉庫令や雑令には彼らの任用や給食などの待遇に関する規定を多く収載している。<sup>(52)</sup>それに対して日本の場合、雑令の雑任用規定は全面的に削除している。中央官司の職員は、仕丁や雑戸、品部など律令制以前の氏族制的労働力編成が担っていて、特に中央官司の番上官である伴部は、大化前代の世襲職制的遺制を残した雑任であり、伝統的な負名氏の入色者を補任する原則であった。<sup>(53)</sup>彼らのようなヤマト王権時代以来の氏族制的職員が官司の下層を担っていた部分が大きく、唐制とはかなり異質なものであったため、律令に規定しきれなかったのである。

一方、地方職員についても、唐の狭義の「雑任」は「非省補者」すなわち尚書吏部で任用される者以外の州選・県選等の者であり、彼らについても細部まで賦役令・雑令に規定がある。地方支配の末端は地方官の

差科による徴発に任される部分が大きかったが、<sup>(54)</sup>それらが律令制内部に明確に位置づけられていたのである。これに対して、日本の舍人史生条に規定されるのは官判任や式部判補が中心であり、<sup>(55)</sup>国司・郡司の採用による者はほとんど規定されず、<sup>(56)</sup>課役免除の対象となるのは民部省の鐫符に載せられて公認された者のみであった。国郡司の下にも国雑任や郡雑任と呼ばれる、地方で任用され地方行政の末端を担う者がいたが、唐と異なり彼らは律令の中に位置づけられていなかったのである。

中国律令制そのものの本質として、各官司独自の労働力編成と雑任層の世界を前提にはじめて成り立つという部分があると思われる。それを可能ならしめていたのが唐律令制では免課役や給食規定だったと言えようが、日本では在地首長の伝統的徭役差発権に依存し、これを前提として地方支配が成り立っていた。そうした徭役は、日本では賦役令の後半部分に独自に立条した37雑徭条で、令条外六十日の均等徭役とした雑徭制を設定したが、地方官衙における労役は全て漠然とした雑徭としてしか位置づけられなかったのである。

こうした状況は九世紀に大きく変化する。著名な『類聚三代格』公粮事所取弘仁十三年（八二二）閏九月二十日太政官符は、同年七月二十九日に天下の雑徭を全免したのに伴い、「四度使雑掌廝丁」「大帳税帳所書手」など、国ごとに現地に必要な雑任を列挙し給食法を定めたものである。<sup>(57)</sup>貞観臨時格に収められた本官符は、以後の雑徭免除（後述する）の際にも適用されたと考えられる。また『日本後紀』大同三年（八〇八）八月乙卯（六日）条で提出が命じられた諸国の徭帳（徭散帳）は、雑徭免除年以外でも弘仁十三年格と勘会されていた。<sup>(58)</sup>つまりこの段階になって初めて地方の末端の雑任が中央に把握されることになったのであり、その画期として弘仁十三年格を位置づけることができるだろう。

### 3 儒教理念に基づき免除

ここまで見てきた租税免除規定は、官僚機構への参加など、いわば課税負担以外の形で国家に奉仕する者に対しての負担の軽減であったが、これらとは別に、儒教思想に基づく恩典として租税が免除される場合がある。まず孝子・順孫・義夫・節婦への表彰規定をとりあげたい。天聖賦役令宋<sup>7</sup>

諸孝子・順孫・義夫・節婦、志行聞<sub>三</sub>於郷閭<sub>一</sub>者、具<sub>レ</sub>状以聞。表<sub>三</sub>其門閭<sub>一</sub>、同籍悉免<sub>三</sub>色役<sub>一</sub>。有<sub>三</sub>精誠冥感<sub>一</sub>者、別加<sub>三</sub>優賞<sub>一</sub>。

養老賦役令17孝子順孫条

凡<sub>レ</sub>孝子・順孫・義夫・節婦、志行聞<sub>三</sub>於国郡<sub>一</sub>者、申<sub>三</sub>太政官<sub>一</sub>奏聞。表<sub>三</sub>其門閭<sub>一</sub>、同籍悉免<sub>三</sub>課役<sub>一</sub>。有<sub>三</sub>精誠通感<sub>一</sub>者、別加<sub>三</sub>優賞<sub>一</sub>。

本条の唐令拾遺における復原については、『唐六典』卷三・戸部郎中員外郎条に、

(若)孝子・順孫・義夫・節婦、志行聞<sub>三</sub>於郷閭<sub>一</sub>者、州県申<sub>レ</sub>省奏聞。表<sub>三</sub>其門閭<sub>一</sub>、同籍悉免<sub>三</sub>課役<sub>一</sub>。有<sub>三</sub>精誠致応<sub>一</sub>者、則加<sub>三</sub>優賞<sub>一</sub>焉。

とあるのが養老令文とほぼ同内容であることから、そのまま唐令として復原されていた。ただし曾我部静雄氏が指摘したように、『唐六典』の「則」字は養老令と同じ「別」の誤写であり、このことは天聖令からも確認できる。次に天聖令の「精誠冥感」が、養老令(大宝令も)では「精誠通感」、『唐六典』では「精誠致応」とある。しかし天聖令では真宗劉皇后の父劉通の避諱で「通」字は用いられないことから、唐令では養老令と同じく「通感」でよく、『唐六典』は「通感」の誤りと考えてよかろう。その他、天聖令の「免色役」が唐令では「免課役」であることは問題ないが、奏聞までの過程について、天聖令は「具状以聞」、『唐六典』は「州県申省奏聞」であり、さらに『通典』卷六・食貨六賦税法が引く開元二十五年賦役令には「申尚書省奏聞」とある。これも養老令との対応から唐令

では「申尚書省奏聞」としておくのが穏当であろう。唐令復原を以上のように考えれば、日本令は「尚書省」を「太政官」とし、「州県」を「国郡」とした形式的変更以外は完全に引き写していることがわかる。

本条は孝子等が地方に出現した際に彼らを表彰し課税を免除するといふ、中国の伝統的な儒教思想を色濃く反映した条文である。その起源は『後漢書』卷二十八・百官志五県郷に、

凡有<sub>下</sub>孝子・順孫・貞女・義婦讓<sub>レ</sub>財救<sub>レ</sub>患、及<sub>レ</sub>学士為<sub>三</sub>民法式<sub>一</sub>者<sub>上</sub>、皆扁<sub>三</sub>表其門<sub>一</sub>、以興<sub>三</sub>善行<sub>一</sub>。

とあるなど漢代から見える。<sup>(60)</sup>孝子等への褒賞は隋令、さらには宋令、明令にも規定があり(『唐令拾遺』本条参考資料)、孝子の表彰は賑給などととも儒教の家長制的支配理念に基づくもので、皇帝の役割として歴代王朝で行なわれている。『令集解』考課令72進士条古記所引の魏徴時務策に、なぜ孝子等が出現しないのかという問に対し、天地がよく治まり皇帝の徳が広まれば孝子・順孫・義夫・節婦はおのずと出てくるとされているように、祥瑞と同様の天人相関思想も背景にあり、孝子等を門閭に表し周知させることは、天子の徳治を知らしめる行為でもあったのである。

本条の唐における運用については、『令集解』賦役令12春季条古記所引開元式に、

開元式云、一、依<sub>レ</sub>令、孝義得<sub>下</sub>表<sub>三</sub>其門閭<sub>一</sub>、同籍並免<sub>中</sub>課役<sub>上</sub>。即孝義人身死、子孫不<sub>レ</sub>住<sub>下</sub>得<sub>三</sub>孝義<sub>一</sub>人<sub>上</sub>同籍、及<sub>レ</sub>義門分異者、並不<sub>レ</sub>在<sub>三</sub>免限<sub>一</sub>。

とあり、孝義人の死亡、孝義人と同居しない同籍者、孝義人と分籍した者などは課税を免除しないとされている。つまり孝義人自身の生存とその人物との同居が免除の要件となっているのである。また『令集解』賦役令17孝子順孫条古記所引(垂拱)格後勅に、

格後勅云、其孝必須<sub>三</sub>生前純至、色養過<sub>レ</sub>人、没後陪<sub>孝思</sub>、哀毀諭礼、

神明通感、賢愚共傷」。又云、孝<sub>二</sub>義式親<sub>一</sub>、始終無<sub>レ</sub>怠、名表<sub>二</sub>州里<sub>一</sub>、行符<sub>二</sub>曾郭<sub>一</sub>也。又云、却標<sub>二</sub>孝悌<sub>一</sub>、有<sub>レ</sub>感<sub>二</sub>通神<sub>一</sub>也。

格後勅十三卷云、其義必須<sub>二</sub>累代同居<sub>一</sub>、一門<sub>二</sub>豈穆<sub>一</sub>、易<sub>レ</sub>衣而出、同<sub>レ</sub>爨而食、尊卑有<sub>レ</sub>序、財産无<sub>レ</sub>私、言行匪<sub>レ</sub>虧、郷閭不<sub>レ</sub>競、官寮委驗、遠近称揚<sub>一</sub>。其祖父見存、計<sub>二</sub>子孫<sub>一</sub>、雖<sub>下</sub>至<sub>二</sub>四代<sub>一</sub>共居者<sub>上</sub>、亦不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>計、從<sub>レ</sub>数为<sub>レ</sub>義。又云、五代同居、式姓同<sub>レ</sub>爨也。

とあるように、生前・没後の両親への忠節を重視する「孝」、五代同居に最も価値を置く「義」という、孝と義の規準が存在した。集解諸説の明法家の解釈はこの格後勅の影響が大きく、特に「義夫」を家族に対する義とし、五代同居者に限定する点が注目される。

このような唐の孝義観は、当初日本には正しく受容されなかったらしく、『万葉集』卷十八・四一〇六号「教<sub>二</sub>諭史生尾張少昨<sub>一</sub>歌一首（并短歌）」には、「七出」（夫が一方的に妻と離婚できる七つの理由）、「三不去」（夫の意志では離婚できない三つの理由）といった律令用語を引用し、夫が妻を愛すべきことを属僚に教諭している。このように大伴家持は律令用語の「義夫」を妻に対する貞節ととらえており、唐制本来の義夫観念が理解されていない。

孝子順孫条の集解諸説は中国思想を解釈するために多くの漢籍を参照しているのが特徴的であるが、義夫については理解に混乱が見られる。古記は格後勅と魏徴時務策を検討し、時務策は、妻に対しても礼をおろそかにしない冀缺を父が罪人であるにもかかわらず登用した話を引用し、冀缺こそ義夫の典型であるとする。しかし古記は冀缺の例は戸令33国守巡行条の適用で賦役令には相当しないとし、格後勅の定義を是とする。この古記説がその後の諸説にも影響を与えているのである。律令国家は『続日本紀』大宝二年（七〇二）十月乙卯（二十一日）条で、

詔。上自<sub>二</sub>曾祖<sub>一</sub>、下至<sub>二</sub>玄孫<sub>一</sub>、奕世孝順者、拳<sub>レ</sub>戸給<sub>レ</sub>復、表<sub>二</sub>旌門閭<sub>一</sub>、以為<sub>二</sub>義家<sub>一</sub>焉。

とあるように孝子順孫条の実施を試みているが、ここでは「義家」を六代にわたりそれぞれ的人格が孝順なる者としており、家族に対する心情とする格後勅の定義とは異なっている。このように、外来思想である倫理としての孝義観は、中国と家族構造が異なる日本の思想とは異質なものであり、特に義夫は当初は唐と異なる定義がされ、令集解諸説では唐格後勅の定義を継承するも、五代同居を義夫とする実例は一つもなく、最後まで消化されなかったらしい。

なお、唐賦役令にはもう一つ、儒教的家父長制イデオロギーに基づく租税免除として、天聖賦役令唐19がある。

諸遭<sub>二</sub>父母喪<sub>一</sub>及嫡孫承重者、皆待<sub>二</sub>服闋<sub>一</sub>從<sub>レ</sub>役。為<sub>二</sub>人後<sub>一</sub>者為<sub>二</sub>其父母<sub>一</sub>、及父卒母嫁・出妻之子為<sub>レ</sub>母、並聽<sub>レ</sub>終<sub>二</sub>心喪<sub>一</sub>。

父母、及び嫡孫承重者の祖父の喪に遭った場合、服喪期間を終えるまで力役を免除する。また養子となった者の場合は養父母の他に実父母のために、父の死後母が他家に嫁いだ場合や母が離縁された場合は実母のために、心喪（三年の喪を短縮し二十五ヶ月の喪<sup>65</sup>）期間中の力役の免除を規定している。この服喪期間中の力役免除は唐代の諸史料で「終制」ないし「孝仮」と呼ばれ実際に行なわれていたことが知られる<sup>66</sup>。

一方、日本の賦役令21免<sub>二</sub>基年徭役<sub>一</sub>条は、凡<sub>二</sub>遭<sub>二</sub>父母喪<sub>一</sub>（及<sub>二</sub>嫡孫承重<sub>一</sub>）、並免<sub>二</sub>基年徭役<sub>一</sub>。

とあり、「父母喪」に限定して継受している。ただし、本条集解古記には「問。嫡孫承重並免<sub>二</sub>基年徭役<sub>一</sub>。未<sub>レ</sub>知。服<sub>二</sub>基年<sub>一</sub>不」とあって、天聖令と比較すれば、大宝令では天聖令と同じ「嫡孫承重」の語が規定されていた可能性が高くなった。嫡孫承重は原義的には宗廟の祭祀を継承することであるが、律令規定上は、嫡子を失い三年の喪を務める者がいなくなった場合に嫡孫がこれを務めること、及びその立場を意味する<sup>67</sup>。日本律令中の嫡孫承重的規定を見ると、継嗣令3定<sub>二</sub>嫡子条<sub>一</sub>古記が「承重。謂<sub>二</sub>父祖之蔭<sub>一</sub>承<sub>レ</sub>繼也」とするようになり、蔭の継承の問題としてのみと

らえられており、徭役を負担するような一般民衆層には、嫡子制など儒教的家族観念が実態として存在しなかったと考えられる<sup>(68)</sup>。そのため日本令は複雑な家族関係に触れず、養老令では嫡孫承重も削除したのである。日本の実例では天平五年の右京計帳に母の喪により徭銭を免除されている事例があるのが唯一であり、百姓の実態に即した制度とは言いがたい。それでは、このような儒教的家父長制イデオロギーに基づく課役免除は、律令国家にとってどのような意味があったか。この点について、六国史に見える孝子等の課役免除の事例を検討したい。

六国史に見える孝子等の課役免除の記事は、大きく二種類に分けることができる。A 赦文と、B 個別表彰である。

A の赦文中に孝子等への免課役があらわれるものは、次に引く『続日本紀』和銅七年（七一四）六月癸未（二十八日）条に初見する。

大<sub>二</sub>赦天下<sub>一</sub>。自<sub>三</sub>和銅七年六月廿八日午時<sub>二</sub>已前大辟罪以下、罪无<sub>二</sub>輕重<sub>一</sub>、已<sub>レ</sub>発覚・未<sub>レ</sub>発覚、已<sub>レ</sub>結正・未<sub>レ</sub>結正、繫囚・見徒、没<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>奴婢<sub>一</sub>、及<sub>レ</sub>犯<sub>二</sub>八虐<sub>一</sub>、常<sub>レ</sub>赦所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>免者、咸<sub>レ</sub>赦<sub>二</sub>除之<sub>一</sub>。其私鑄錢及窃盜・強盜、並不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>赦限<sub>一</sub>。但<sub>レ</sub>鑄盜之徒合<sub>二</sub>死坐<sub>一</sub>、降<sub>二</sub>罪一等<sub>一</sub>。諸老人歳百以上、賜<sub>二</sub>穀伍斛<sub>一</sub>。九十以上參斛。八十已上壹斛。孝子・順孫・義夫・節婦、表<sub>二</sub>其門閭<sub>一</sub>、終身勿<sub>レ</sub>事。鰥寡孀獨篤疾重病之徒、不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>自存<sub>一</sub>者、宜<sub>レ</sub>令<sub>三</sub>所司量加<sub>二</sub>賑恤<sub>一</sub>。

このように罪人への恩赦、社会的弱者への賑恤などともに表明されている孝子等への表彰は古代日本の赦文の典型的な文言であり、孝子等に対して門閭に表彰し、終身の「勿事」すなわち課役の全免が与えられた<sup>(70)</sup>。ただしこうした文言が赦文に組み込まれているのは、日本の赦文が中国のそれをほぼ引き写していることによるのであり、その結果日本の赦文にしばしば孝子らの表彰・免課役が出てくるという事情がある。しかしこれらの赦文には、孝子等の表彰とあわせて、鰥寡孤独や高齢者への賑給等の救済を伴う場合が多く、そこに王権側の意図を読み取ること

は十分可能である。賑給は寺内浩氏が強調したように、家父長制思想や天皇の有徳を公示するものであり、天皇を中心とする現行王権を肯定するものであった<sup>(72)</sup>。日本の孝子順孫条も、こうした意義のもとに機能したと言えそうである。

表 1 孝子等の表彰を伴う赦文

No.	出典	年月日	西暦	契機
1	続日本紀	和銅 7.6.28	714	立太子か
2		霊龜元 .9.2	715	即位
3		養老元 .11.17	717	改元
4		神龜元 .2.4	724	即位
5		天平元 .8.5	729	改元
6		天平 3.12.21	731	祥瑞
7		天平 7. 閏 11.17	735	疫病
8		天平 11.3.21	739	祥瑞
9		天平 18.3.7	746	祥瑞
10		天平勝宝元 .5.27	749	黄金産出
11		神護景雲元 .8.16	767	改元
12		宝龜元 .10.1	770	即位
13		天応元 .正 .1	781	改元
14	類聚国史 日本紀略	弘仁 14.5.20	823	撫育
15		天長 3.12.30	826	祥瑞
16	続後紀	天長 10.3.6	833	即位
17		承和元 .10.2	834	祥瑞
18	文徳実録	嘉祥元 .6.13	848	改元
19		天安元 .2.21	857	改元
20		三代実録	貞観 6. 正 .7	864
21	元慶 6. 正 .7		882	天皇元服

そこで赦文中に孝子等への表彰が見える例をあげると、前掲和銅七年のものを含め二十一件ある（表 1 参照）。これらを一覧すると、その契機は祥瑞のほか即位や改元など中央政府の事情によるものがほとんどであり、やはり孝子等の表彰が現行支配を儒教的理念に基づき肯定させるという意味があったと見てよからう。さらに表 1 によれば、八世紀に比べて九世紀には頻度が落ちるという変化を指摘できる。恩赦自体が九世紀に激減し、恩赦の契機も従来の祥瑞や即位などだけでなく、天皇・上皇の延命祈願など日本独自に展開していく傾向にあり、そうした中で赦文に見えるような形での儒教的イデオロギーが、王権の正当性を支えるものとしては機能しなくなっていたと言つてよいだろう。

次にB個別表彰についてだが、これの初出は『続日本紀』和銅七年(七一四)十一月戊子(四日)条に、次のようにある。

大倭国添下郡人大倭忌寸果安、添上郡人奈良許知麻呂、有智郡女四比信紗、並終身勿<sub>レ</sub>事。旌<sub>二</sub>孝義<sub>一</sub>也。果安、孝<sub>二</sub>養父母<sub>一</sub>、友<sub>二</sub>于兄弟<sub>一</sub>。若有<sub>二</sub>人病飢<sub>一</sub>、自齋<sub>二</sub>私糧<sub>一</sub>、巡加<sub>二</sub>看養<sub>一</sub>。登美・箭田二郷百姓、咸感<sub>二</sub>恩義<sub>一</sub>、敬愛如<sub>レ</sub>親。麻呂、立性孝順、与<sub>レ</sub>人无怨。嘗被<sub>二</sub>後母讒<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>父家<sub>一</sub>、絶无<sub>二</sub>怨色<sub>一</sub>。養弥篤。信紗、氏直果安妻也。事<sub>二</sub>舅姑<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>孝聞。夫亡之後、積年守<sub>レ</sub>志、自提<sub>二</sub>孩穉并妾子惣八人<sub>一</sub>、撫養无<sub>レ</sub>別。事<sub>二</sub>舅姑<sub>一</sub>、自竭<sub>二</sub>婦礼<sub>一</sub>。為<sub>二</sub>郷里之所<sub>レ</sub>歎也。

右の概略は以下のとおり。果安は父母をよく養い、兄弟と仲良く、病氣や飢えた人には自分の食料を与えた。二郷の百姓は恩義に感じて親のように敬愛した。麻呂は孝順な性格で人と争わず、継母に嫌われ父親の家に入れなくても怨まなかった。信紗は夫の父母に仕え、夫の死後も自分の子供と妾の子八人を分け隔てなく養育し、郷里に感嘆されたという。このように、具体的な孝子等の出現報告を受けて個別に表彰するという点で、王権側の事情によって実施されるA型の恩赦とは区別できる。

こうした六国史中の孝子等表彰記事を整理したのが表2である。これらの記事の特徴としては圧倒的に節婦が多く、順孫・義夫は一例もない(孝女の事例もある)。その要因としては、前述した家父長制思想の欠如により、日本人になじみのなかった孝子順孫義夫よりも、普遍的な男女の貞操という節婦観の方が受け入れやすかったという思想的背景があるように思われる。また、恩典はほとんどの場合本人生存中の戸内田租の免除と位階二等であり、これが制度として定着していたと考えられる。延喜主税式上2勘租帳条には、不輪租田の一つに「節婦田」があげられているが、上記の状況を踏まえればこれは表彰により免除された節婦の戸の口分田のことと見てよい。このことは孝子順孫条の適用が、ある段

階で制度上節婦に限られたことを示す。さらに、時代は降るが『北山抄』巻七・申大中納言雑事に「節婦事(近代无<sub>レ</sub>例。可<sub>レ</sub>続<sub>二</sub>傍例<sub>一</sub>)」(中略)「已上奏」とあり、受領による諸国申請雑事の一つとして節婦の申請があったこと、十一世紀には節婦の報告が完全になくなっていくことがわかる。また表彰記事のうち政務処理過程がわかるものは、全て国司の奏言に応じた勅による表彰であり、孝子等の表彰は国司の申請に基づき天皇の意志のもとに行なうものとされていたことがわかる。節婦に限定される理由について、先に思想的背景を推測したが、女性である節婦ならばもともと課役を負担せず中央への納入額が減ることがないから、受領による免除申請の濫用を抑止する意味もあったのではなからうか。

さて、圧倒的多数を占める節婦表彰事例の特徴について検討したいが、典型的な例として『日本三代実録』仁和元年(八八五)十二月二十九日己卯条を掲げておこう。

節婦加賀国加賀郡大野郷人道今古、授<sub>二</sub>位二階<sub>一</sub>、免<sub>二</sub>戸内田租<sub>一</sub>、表<sub>二</sub>其門閭<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>旌<sub>二</sub>貞節<sub>一</sub>也。今古生年十三、適<sub>二</sub>故前加賀権権大神高名<sub>一</sub>。経<sub>二</sub>廿余年<sub>一</sub>、高名身死。今古廬<sub>二</sub>于墳側<sub>一</sub>、歴<sub>二</sub>年不<sub>レ</sub>去。哭泣之声、日夜不<sub>レ</sub>断。今古母箭集清河子、年廿一。始適<sub>二</sub>於人<sub>一</sub>、其夫死後、不<sub>二</sub>更再醮<sub>一</sub>、全守<sub>二</sub>一節<sub>一</sub>。齡七十六、終<sub>二</sub>於室内<sub>一</sub>。母子繼<sub>レ</sub>踵、貞潔無<sub>レ</sub>虧焉。

右の事例に見える、夫の死後、墓の側に廬を営んだこと、再醮(再婚)しなかったこと、朝夕泣き続けたこと、行路に感じることなどの部分は他の個別表彰事例でもしばしば見られる表現である。このようなパターンは賦役令孝子順孫の集解古記に既に見えるが、これは中国の史書に収録されている列女伝に類似しており、例えば『旧唐書』卷一五〇・列女伝(孝女)楊紹宗妻王氏には「廬<sub>二</sub>於墓側<sub>一</sub>」「痛結<sub>二</sub>晨昏<sub>一</sub>、哀感<sub>二</sub>行路<sub>一</sub>」など類似の文言が見られ、六国史の節婦記事は明らかに列女伝等の影響を受けている。<sup>(26)</sup>これは節婦の表彰を国史に載せるといふこと自体に意義

表2 孝子等の個別表彰事例

No.	出典	年月日	西暦	区分	出身地	名	恩典
1	続日本紀	和銅 7.11.4	714	孝子?	大和国添下郡	大倭忌寸果安	終身無事
2				義夫?	大和国添上郡	奈良許知麻呂	終身無事
3				節婦	大和国有智郡	四比信紗	終身無事
4		靈龜元 .3.25	715	孝子	相模国足上郡	丈部造智積 君子尺麻呂	終身無事
5		神護景雲 2.2.5 神護景雲 2.2.8 神護景雲 2.2.17	768	節婦	対馬島上県郡	高橋連波自米女	終身租
6				節婦	石見国美濃郡	額田部蘇提壳	終身租
7				孝子	備後国葦田郡	綱引公金村	終身租, 爵二級
8				孝子	甲斐国八代郡	少谷直五百依	終身租
9				孝子	信濃国更級郡	建部大垣	終身租
10				孝子?	信濃国水内郡	刑部智麻呂	終身租
11		神護景雲 2.5.28	772	義夫?	信濃国水内郡	倉橋部広人	終身租
12				孝子	武蔵国入間郡	矢田部黒麻呂	戸徭
13		宝龜 3.12.6	772	節婦	壱岐島壱岐郡	直玉主壳	終身租, 爵二級
14	類聚国史	大同 5. 正 .21	810	節婦	土左国香美郡	物部文連全敷女	終身戸租, 少初位上
15		弘仁 8. 閏 4.29	817	節婦	常陸国	長幡部福良女	終身戸租, 少初位上
16		弘仁 14.3.19	823	節婦	下野国芳賀郡	吉弥侯部道足女	終身租, 少初位上
17		天長元 .11.14	824	節婦	下野国	三村部吉成女	終身戸租, 叙位二級
18		天長 2.3.21 天長 2.6.3	825	節婦	常陸国	丈部子氏女	終身戸租, 叙位二級
19				節婦		別公今虫壳	終身戸租, 叙位二級
20		天長 4. 正 .25	827	節婦	豊前国	難波部首子刀自壳	戸課役・田租, 終身無事
21		天長 5.3.28	828	節婦	筑前国	難波部安良壳	戸田租, 叙位二階
22		天長 6.10.19	829	節婦	甲斐国	上村主万女	終身戸租, 叙位二級
23		天長 7.6.22	830	節婦	伊予国	風早直益吉女	終身戸租, 叙位二階
24		天長 10.10.9	833	孝子	安芸国加茂郡	風早富麻呂	戸田租, 叙三階
25	承和 3.12.7	836	孝子	安房国安房郡	伴直家主	終身戸租, 叙三階	
26	承和 4.11.17	837	孝子	加賀国能美郡	財部造繼麻呂	終身戸租, 叙三階	
27	承和 8.3.2	841	孝子(女)	右京(河内国志紀郡)	衣縫造金繼女	終身戸租, 叙三階	
28	承和 11.5.14	844	節婦	甲斐国山梨郡	伴直富成女	終身戸租	
29	承和 13.5.2	846	節婦	武蔵国多磨郡狛江郷	刑部直真刀自咩	終身戸租, 叙位二階	
30	嘉祥元 .10.1	848	孝子	讃岐国三野郡	丸部臣明麻呂	終身戸租, 叙爵三階	
31	嘉祥 2.3.9	849	節婦	撰津国	土師衣富女	終身戸租, 授位二階	
32	文徳実録	仁寿元 .5.11	851	節婦	出雲国	私部繼成女	終身復, 爵二級
33		仁寿 3.7.27	853	孝女	薩摩国	挹前福依壳	終身復, 爵三級
34		齊衡元 .3.9	854	節婦	下野国	秦部総成女	終身復, 爵二級
35	齊衡元 .5.26	節婦		加賀国	和迩部広刀自女	爵二級	
36	三代実録	貞観 5.5.2	863	節婦	伊賀国名張郡	伊賀朝臣道虫女	戸内田租, 終身無事
37		貞観 6.2.5	864	節婦	撰津国武庫郡	日下部連氏成壳	戸内田租, 終身無事, 叙位二階
38		貞観 6.8.13		節婦	紀伊国名草郡	伴連宅子	戸内田租, 叙位二階
39		貞観 7.3.28	865	節婦	近江国伊香郡	石作部広繼女	戸内租, 叙二階
40		貞観 7.11.2		節婦	阿波国名方郡	忌部首真貞子	戸内租, 叙位二階
41		貞観 7.11.3		孝子	美作国久米郡	秦豊永	同籍課役, 叙位三階
42		貞観 8.9.20	866	節婦	丹波国何鹿郡	漢部福刀自	戸内租, 叙位二階
43		貞観 9.4.20	867	節婦	上総国夷瀧郡	春部直黒主	戸内役, 叙二階
44		貞観 9.5.17		節婦	越後国頸城郡	高志公今子	戸内課役, 叙二階
45		貞観 10.3.9	868	節婦	若狭国三方郡	秦勝綱刀自	戸内租, 叙位二階
46		貞観 10.7.12		節婦	美濃国池田郡	守部秀刀自	戸内租, 叙位二階
47		貞観 12.12.8	870	孝子	若狭国遠敷郡	丹生弘吉	叙位二階
48		貞観 13.2.14	871	節婦	出羽国田川郡	大荒木臣玉刀自	戸内租, 叙位二階
49		貞観 13.8.13		節婦	近江国高嶋郡	川内史能子	戸内租, 叙位二階
50		貞観 13. 閏 8.4		節婦	阿波国勝浦郡	長直大富壳	戸内租, 叙位二階
51		貞観 14.11.17	872	節婦	陸奥国柴田郡	刑部国主壳	戸内租, 叙位二階
52		貞観 14.11.23		節婦	武蔵国橘樹郡	巨瀬朝臣屎子	戸内租, 叙位二階
53		貞観 14.12.26		節婦	安芸国佐伯郡	榎本連福佐壳	戸内租, 叙位二階
54		貞観 15.6.26	873	節婦	出羽国飽海郡	伴部小椋壳	同戸租, 叙位二階
55		貞観 16.9.7	874	節婦	伊賀国	新家公福刀自	同戸課, 叙位二階
56		貞観 17.10.8	875	節婦	但馬国美合郡	日置部小手子	叙位二階
57		仁和元 .12.29	885	節婦	加賀国加賀郡大野郷	道今古	戸内租, 授位二階
58		仁和 3.6.5	887	節婦	丹波国何鹿郡	漢部妹刀自壳	戸内田租, 叙位二階

があったものと考えられよう。

#### 4 再生産維持

律令国家の租税制度は、百姓の生業、具体的には農業経営を前提に成り立っているものであるから、生業を維持し、安定した税収を確保するための租税免除が賦役令に規定されていた。これについてはさらにa損免とb給復の二種類の分類が可能であり、以下にそれぞれの内容を検討したい。

##### a 損免

まず検討したいのは、天聖賦役令唐8である。

諸田有<sub>レ</sub>水旱虫霜<sub>レ</sub>不熟之<sub>レ</sub>処、抛<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>營<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>田<sub>一</sub>、州<sub>レ</sub>県<sub>レ</sub>檢<sub>レ</sub>實、具<sub>レ</sub>帳<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>省。十分<sub>レ</sub>損<sub>レ</sub>四<sub>レ</sub>以上<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>租、損<sub>レ</sub>六<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>租<sub>一</sub>調<sub>一</sub>、損<sub>レ</sub>七<sub>レ</sub>以上<sub>レ</sub>課<sub>レ</sub>役<sub>レ</sub>俱<sub>レ</sub>免。若<sub>レ</sub>桑<sub>レ</sub>麻<sub>レ</sub>損<sub>レ</sub>尽<sub>レ</sub>者、各<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>調。其<sub>レ</sub>已<sub>レ</sub>役<sub>レ</sub>已<sub>レ</sub>輸<sub>レ</sub>者、聽<sub>レ</sub>折<sub>レ</sub>來<sub>レ</sub>年<sub>一</sub>。經<sub>レ</sub>兩<sub>レ</sub>年<sub>一</sub>後、不<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>折<sub>レ</sub>限<sub>一</sub>。其<sub>レ</sub>必<sub>レ</sub>損<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>者、通<sub>レ</sub>計<sub>レ</sub>麥<sub>レ</sub>田<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>分<sub>レ</sub>數<sub>一</sub>。

ここに規定されているように、水旱など自然災害によって不作の場所の租税は、実際に作付けを行なった田について州県が実検のうえ、帳簿を作成して中央の尚書省に報告する。耕作田に十分の四以上の損が生じたら租を免じ、十分の六なら租・調を、十分の七以上なら租調庸を全て免除する。免除の主体(処分権の所在)については議論があるが、『唐六典』卷三十・京畿及天下諸県令之職条に、虫霜旱澇は県令が自ら注定するとあり、また唐代の実例からも、地方官が自らの判断で本条の免除法に従って免除したらしい。このような水旱条に基づく免除法を「損免」と称する。<sup>(17)</sup>

なお、戸令45遭水旱条に、水旱虫霜発生時の賑給を規定していることからすれば、損免も前項でみた孝子順孫条と同様、儒教的イデオロギーを背景に持つと言いうこともできる。災害時の損免は漢代に既に見え、君主の不徳により災異が発生するといふ漢代以来の災異思想を背景に、災

害時の租税免除が制度化されていたのだろう。

水旱条の損免法に関連して天聖令には、賦役令宋4に次のような規定がある。

諸州豊儉及損免、並毎年附<sub>レ</sub>通<sub>レ</sub>申。

本条について最近の橋本剛氏による研究は唐令に遡るとし、先に述べたように唐においては地方に処分権があり、それを中央に報告するという形で復除がなされていたと考えるのが妥当<sup>(80)</sup>としている。確かに、『唐律疏議』戸婚律20部内旱澇霜雹条に、部内の水旱等の災害を担当官司(里正以上)が報告すべくして報告せず、また虚偽の報告をした官司や中央派遣の覆檢使の怠りを処罰する規定があり、災害を天子を核とする支配者層の責任とする觀念がうかがえるが、本条疏に「里正須<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>県<sub>一</sub>、県<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>州<sub>一</sub>、州<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>省。多<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>奏<sub>レ</sub>聞」とあり、損免は里正→県→州→尚書省、損田が多い場合には皇帝に上奏、という報告義務があるとするのが法的解釈であった。しかし、宋9の「附<sub>レ</sub>通<sub>レ</sub>申」は駅伝制が崩壊した後の宋代の交通形態を反映したものと考えられ、そのまま唐代に遡るとは言えない。また、『天聖令校證』は右の『唐律疏議』の記事も参照しつつ、当該部分を「申<sub>レ</sub>省」と復原している。しかしその場合、賦役令唐8が「州<sub>レ</sub>県<sub>レ</sub>檢<sub>レ</sub>實、具<sub>レ</sub>帳<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>省」と規定するのと内容が重複し、唐8と同時に宋4が存在する理由がなくなってしまう。全ての宋令に元となった唐令条文が存在したという前提にたつのであれば、宋4は唐令では全く違った条文であった可能性もあり、慎重に扱う必要があるだろう。

これに対して、本条を継承した賦役令9水旱条は、

凡<sub>レ</sub>田有<sub>レ</sub>水旱虫霜<sub>レ</sub>不熟之<sub>レ</sub>処、国<sub>レ</sub>司<sub>レ</sub>檢<sub>レ</sub>實、具<sub>レ</sub>録<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>官。十分<sub>レ</sub>損<sub>レ</sub>五分<sub>レ</sub>以上、免<sub>レ</sub>租。損<sub>レ</sub>七分、免<sub>レ</sub>租<sub>一</sub>調<sub>一</sub>。損<sub>レ</sub>八<sub>レ</sub>分<sub>レ</sub>以上、課<sub>レ</sub>役<sub>レ</sub>俱<sub>レ</sub>免。

若<sub>レ</sub>桑<sub>レ</sub>麻<sub>レ</sub>損<sub>レ</sub>尽<sub>レ</sub>者、各<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>調。其<sub>レ</sub>已<sub>レ</sub>役<sub>レ</sub>已<sub>レ</sub>輸<sub>レ</sub>者、聽<sub>レ</sub>折<sub>レ</sub>來<sub>レ</sub>年<sub>一</sub>。

とある。大宝令では「依<sub>レ</sub>戸<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>十分<sub>一</sub>」と、戸ごとに損田の割合を検じて租税を免除することを明記していた。大宝令は唐令の「見<sub>レ</sub>營<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>田」を



削除し戸ごとの免除に改変しているが、その理由は、日本では給田対象と調庸負担者が一致せず、例えば日本で給田対象とされている女性の場合、本人の課税免除が無意味であるため、とする古尾谷浩氏の理解に従いたい。<sup>(81)</sup>

水旱条については、青苗簿や日本独自の収税法である不三得七法を巡って膨大な研究史があり、今全てに触れることはできないが、先行研究に依りつつ日本の損免法の構造について簡潔に整理しておきたい。

水旱条による損免法を実態に即して適用するためには、売買関係や実際の作付け状況などを把握し、誰が免除対象となるのかを確定する必要がある、そのために作成されるのが青苗簿である。青苗簿は『類聚三代格』損田并租地子事所収靈龜三年（七一七）五月十一日勅で、青苗簿の作成時には虚を捨て、租帳を作る際には全てその実を取り、偽りあれば見任を解却するとした。この勅により青苗簿の作成が命じられ、二十二日には青苗簿式が諸国に頒下された。<sup>(82)</sup>ただし青苗簿の作成・提出は滞りがちであったらしく、時代が降り『類聚三代格』諸使并公文事所収承和九年（八四二）六月九日太政官符で、青苗簿の不正や無実といった状況に対し、全国に書様を頒下し、必ず大帳使に付して提出させ、提出しない場合は田損を申請してはならないとし、青苗簿の提出を厳格化した。しかし『続日本後紀』承和十二年九月甲寅（十日）条（『類聚三代格』諸使并公文事所収同年月日太政官符も）で、有損年には勘会に用いるが無損年には不要であるため、青苗簿の作成を有損年のみでよいとしたように、実態の把握にはあまり意を用いていなかったらしい。近年、青苗簿に在支配における意義を認める意見が出されているが、<sup>(83)</sup>以上の制度の帳簿としての機能を重視するべきであろう。

次に不三得七法は、水旱条の損免法によりつつ国内全体の七割の田租収納を確保することを目指すというものである。『令集解』賦役令9水

旱条令所引養老八年（七二四）格に、

養老八年格云、租者全以三七分已上為<sub>レ</sub>定。不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>以<sub>二</sub>六分大半<sub>一</sub>。とあるのが不三得七法の初見である。その後『続日本紀』天平勝宝六年（七五四）九月丁未（十五日）条で、利潤をむさぼる国司が多い状況に鑑み、養老八年格の不三得七法を改めて租を全輸させることとしたが、調庸の免除については令条の通りとしている。ただし『類聚国史』延暦十六年（七九七）六月庚申（六日）条では、「今民部勘<sub>レ</sub>租之例、通<sub>二</sub>計國中<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>三七分已上<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>定。所<sub>レ</sub>余三分者、任<sub>二</sub>国司处分<sub>一</sub>」<sup>(84)</sup>とあり、この頃までに不三得七法が復活していたらしく、このときに不二得八の収租率に改められている。しかし同延暦十九年四月乙酉（十七日）条で、再び不三得七に戻り、さらに損七分以上戸の四十九戸の国司処分権を改め、令条により全て中央に報告させることとしている。<sup>(85)</sup>その後、災害にあたって特定の国に臨時に不四得六とするなどの政策が実施されることもあったが、原則として不三得七法が平安時代を通じて行なわれていた。<sup>(86)</sup>

不三得七法は田租の収納率であるが、損七分以上戸に対する調庸免除についても、一定の戸数の免除額設定がなされた。『令集解』賦役令9水旱条古記所引慶雲元年（七〇四）六月十九日格に、

国有<sub>二</sub>水旱虫霜<sub>一</sub>不熟之处、自<sub>二</sub>五十戸<sub>一</sub>以上預申<sub>レ</sub>官。以下少者国司<sub>レ</sub>検<sub>レ</sub>実処分、具録申<sub>レ</sub>官、及実事附<sub>二</sub>考文<sub>一</sub>。五十戸以上太政官処分。三百戸以上奏聞。

とあり、損七分以上戸について四十九戸までは国司の判断で処分するが、五十戸以上は太政官に報告して官の処分<sub>レ</sub>に委ね、三百戸以上は奏聞するとした。さらに『類聚三代格』損田并租地子事所収慶雲三年九月二十日勅で、太政官へ報告する場合は九月三十日までとの期限を定めている。このような調庸の損免を巡る慶雲期の一連の改革は、橋本剛氏が述べると、国司―太政官―天皇という段階を設定することで、天皇を頂点とする損免の体系を制度化したものととらえることができる。本条集

解古記に「但一郷五十戸全損者、先馳駢申上、即官遣使檢校也」とあるのは、延喜民部式上<sup>137</sup>水旱災蝗条に「凡遭水旱災蝗不熟田、一処五十戸以上者馳駢申上」と引き継がれていることから、郷里制施行以後天平十年頃までに出された単行法令と考えられるが、これも損免の体系の整備の一環と位置づけることができるだろう。

ただし、この国司処分<sup>98</sup>の四十九戸は、無損の年であっても実質的に国司請負額の控除分のように扱われていく。九世紀になると『類聚三代格』損田并租地子事所収弘仁七年(八一六)十一月四日太政官符に引用される延暦二十一年七月十五日符によって、前述の不二得八への一時的変更とともに、調を免除される損七分以上戸について、大国は四十九戸以下、上国三十九戸以下、中国二十九戸以下、下国十九戸以下とする限度数を設定した<sup>99</sup>。これが「例損戸」と呼ばれ、一定数の損七分以上戸が固定的に免除されることとなる。例損戸を巡っては複雑な制度変遷があり、まず天長十年(八三三)十月十日符で、損七分以上戸の課丁数が多く得戸の課丁数が少なく、調庸数が減少している状況に対し、得戸と損戸の課丁比率を同率とすることとした<sup>99</sup>。これにより主計寮では、国内課丁と相折し損戸ごとに一二丁の課丁比率によって勘会を行なっていたようだが、承和十三年四月二十六日符で、調庸数を減らす結果になろうとも、例損戸は実際の申請に即した課丁数の損免を行なうこととした。しかしこれも長くは続かず、斉衡三年六月十日の宣旨では、一戸につき五六丁以下の課丁比率を設定してこれを超えた免除を認めないこととし、さらに貞観十二年には天長十年制に復し、損戸と得戸の課丁比率を同率とした<sup>91</sup>。これが延喜主計式下6損田条に「凡諸国申損田一年損戸・得戸課丁、彼此同率。例損戸亦准此」と規定されている。

このように、損免は実際の損状とは無関係に例損戸として国内課丁数から機械的に引かれるというように、国全体の負担(国司請負額)の免除という側面が強く、実際の民衆への恩典という性格は当初から薄かった

ただろう。

最後に、損戸の発生による調庸の減少分の補填方法について触れておきたい。『類聚三代格』調庸事所収承和六年十月九日太政官符に、

右太政官去天長九年二月三日下民部省符備、被大納言正三位兼行左近衛大将民部卿清原真人夏野宣備、奉勅、承前当于諸国有損之年、所被免除調庸雜物之代、仰比国令交易。因茲未進猥積、用途難支。於事商量、理不可然。自今以後、宜予令当国依朝使勘定帳交易弁備者。今被右大臣宣備、有損之國所被免除調庸雜物之代、若待朝使勘定者、恐交易過時事是難濟。宜早仰当国推量損戸預令交易。

とある。天長九年二月三日符で、従来有損年に免除された調庸雜物の代は比国に命じて交易させていたが、未進が猥積したため、当国が朝使勘定帳により交易弁備することとした。しかし朝使の勘定を待っていたら時が過ぎて難濟となるので、今後は本国に命じて損戸を推量させ事前に交易させることとした。これによれば、天長九年以前は有損年に免除された調庸物については、近隣国が交易進上するのが原則だったことがわかる。これを「損戸交易」という。

損戸交易の実例としては、天平九年(七三七)年度和泉監正税帳に「依民部省天平九年九月廿二日符交易進上調陶器」と、調の陶器が交易進上されており、これは同年八月十三日に天然痘による租調全免に対応する損戸交易である。また『令集解』厩牧令2馬戸分番条古記では、馬戸の調草については恩免に遭ったとしてもなお輸すとするが、今行事では調草も停止し太政官が畿内から購入し馬寮に充てるとする。これも損戸交易に準ずるものと見てよからう。さらに延喜民部式上54中宮封条<sup>92</sup>には、有損年の中宮・東宮の封物を交易進上することが規定されている。同様に有損時の封戸の扱いについては『類聚三代格』封戸事所収嘉祥元年(八四八)十二月二十七日太政官符で、同年六月十三日の詔書に

より天下の今年の田租の半分が免除されたが、「宝龜の例」に準じ、封租は正税を充てることとしている。この宝龜の例とは、宝龜三年十一月十一日に全国の田租が免除されたことを受け、「所<sub>レ</sub>免寺神封戸田租、宜<sub>下</sub>用<sub>二</sub>正税<sub>一</sub>補<sub>上</sub>者<sup>(95)</sup>」とした措置のことであろう。

ただし、例えば『令集解』戸令21籍送条「若調不入京」（もし地方からの調が入京しない場合は）の注釈として、義解が「或蒙<sub>二</sub>恩復<sub>一</sub>、或遭<sub>二</sub>水旱<sub>一</sub>之類也。（釈古記並与<sub>二</sub>義解<sub>一</sub>无<sub>レ</sub>別）」とするように、損免が生じた年は調の収入は減少したと考えられる。したがって損戸交易により調達されるのは、官衙必要経費としてあらかじめ割り当てられた、朝廷にとって不可欠な物品に限られたと思う。損戸交易によって、財政的な破綻をおこすことなく損免が可能となっていたのである。

#### b 給復

損免とは別に、民衆の再生産を維持するための免除法として給復がある。中国では強制移住民等に対して「復」として租税負担の免除を与えることが歴代王朝で行なわれていたが、『令集解』職員令21民部省条古記に「謂<sub>レ</sub>先免<sub>二</sub>課役<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>繼<sub>二</sub>産業<sub>一</sub>、後至<sub>二</sub>限滿<sub>一</sub>及<sub>二</sub>課役<sub>一</sub>者也」とあるように、農業からしばらくの間離れざるを得ない状態にあった者に対して、課役を免除することで生業の継続を促し、後年の課役を確保するのが復の意味である。なお、『続日本紀』延暦八年（七八九）八月己亥（三十日）条に「陸奥国入<sub>レ</sub>軍人等今年田租、宜<sub>三</sub>皆免<sub>レ</sub>之、兼給<sub>二</sub>復<sub>一</sub>二年」とあり、「給復」とのみある場合には田租の免除を含まないことがわかる。災害対策である損免とは意味合いが全く異なるという点に注意したい。

賦役令の条文では、天聖賦役令唐11・養老賦役令14人在狭郷条で、

諸人居<sub>二</sub>狭郷<sub>一</sub>樂<sub>レ</sub>遷<sub>二</sub>就寬郷<sub>一</sub>、去<sub>二</sub>本居<sub>一</sub>千里外、復<sub>二</sub>三年<sub>一</sub>。五百里外、復<sub>二</sub>二年<sub>一</sub>。三百里外、復<sub>二</sub>一年<sub>一</sub>。一遷之後、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>更移<sub>一</sub>。

凡人在<sub>二</sub>狭郷<sub>一</sub>樂<sub>レ</sub>遷<sub>二</sub>就寬<sub>一</sub>、去<sub>二</sub>本居<sub>一</sub>路程十日以上、復<sub>二</sub>三年<sub>一</sub>。五

日以上、復<sub>二</sub>二年<sub>一</sub>。二日以上、復<sub>二</sub>一年<sub>一</sub>。一遷之後、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>更移<sub>一</sub>。

と、狭郷から寬郷へ移住した者に対して、移動距離に応じた年数の復を給うと規定する。狭郷・寬郷の定義は天聖田令唐13に「諸州県界内所部受田、悉足者為<sub>二</sub>寬郷<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>足者為<sub>二</sub>狭郷<sub>一</sub>」とあるように、田地が足りている土地を寬郷、不足している土地を狭郷という。寬郷・狭郷の概念は田令の体系の中で重要な位置を占めており、狭郷での新たな口分田の班給は、通常の半分とされた（田令唐3）。永業田や賜田は狭郷に支給することは禁止された（田令唐7・唐8）。狭郷内で給田が不足する場合には、寬郷に遙授することも認められている（田令唐13）。さらに戸令復旧一八条には、

諸居<sub>二</sub>狭郷<sub>一</sub>者、聽<sub>二</sub>其從<sub>レ</sub>寬、居<sub>レ</sub>遠者、聽<sub>二</sub>其從<sub>レ</sub>近、居<sub>レ</sub>輕役之地者、聽<sub>二</sub>其從<sub>レ</sub>重。（後略）

とあり、狭郷の住人は寬郷への移住が容認されていた。唐11はこの狭郷から寬郷への移住の際に、遠距離移動をする者への給復規定である。本条集解跡記に「復謂<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>還<sub>二</sub>本業<sub>一</sub>也。去<sub>二</sub>本居<sub>一</sub>已<sub>レ</sub>絶<sub>二</sub>其産業<sub>一</sub>。故優<sub>二</sub>復其業<sub>一</sub>、除<sub>二</sub>其調役雜役<sub>一</sub>」とあるように、移住によって絶えた生業を回復させるために「調役雜役」すなわち課役を免除する、というのが唐令本条の令意であろう。

ただし、八世紀から九世紀前半の日本ではこのような自由な移動を許可したのではなく、実際には東国の柵戸など東北経営等に関連する強制移住の法的根拠として利用されていた。例えば『続日本紀』神護景雲二年（七六八）十二月丙辰（十六日）条で、陸奥国の伊治・桃生城の柵戸を募集し、「法により」給復するとしており、この「法」は人在狭郷条である。柵戸など強制移住以外にも、『続日本紀』『日本後紀』には東北の軍乱に関連する給復記事が見られるが、「以下在<sub>二</sub>辺戍<sub>一</sub>家業絶<sub>レ</sub>亡也<sup>(96)</sup>」「給<sub>二</sub>復<sub>一</sub>四年<sub>一</sub>、殊休<sub>二</sub>疲弊<sub>一</sub>」などあるように、やはり生業の継続と民力回復という復の本義が反映されている。

次に、異民族の捕虜や遭難などで外国に没落して帰還した者、外蕃人の帰化、夷獠が新たに招慰された場合、部曲・奴が解放され良民となった場合の復除規定がある。日唐両令の対応する規定を並べて掲げよう。  
天聖賦役令唐12

諸没<sub>二</sub>落外蕃<sub>一</sub>得<sub>レ</sub>還者、一年以上、復三年。二年以上、復四年。三年以上、復五年。各給<sub>二</sub>賜物十段<sub>一</sub>。外蕃之人投化者、復十年。其夷獠新招慰及部曲・奴被<sub>レ</sub>放附<sub>二</sub>戸貫<sub>一</sub>者、復三年。必<sub>レ</sub>給<sub>二</sub>賜物<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>初到州<sub>一</sub>給<sub>二</sub>三段<sub>一</sub>。余本貫給。

賦役令15没落外蕃条  
凡没<sub>二</sub>落外蕃<sub>一</sub>得<sub>レ</sub>還者、一年以上復三年。二年以上復四年。三年以上復五年。外蕃之人投化者、復十年。其家人・奴被<sub>レ</sub>放附<sub>二</sub>戸貫<sub>一</sub>者、復三年。

唐の実例では、唐永徽二年後某郷戸口帳に「放賤從良給復」と、解放賤民への給復が見える。また唐開元二十九年(七四一)落蕃人張孝感処分牒は、外蕃に没落し帰還した張孝感が給復申請した案件を、県官が処理した文書の断片である。これらにより、唐代に没落外蕃条が実行されていたことがわかる。

日本令と比較すると、賜物規定と夷獠新招慰の削除以外はほぼ同文である。賜物は給復対象者の当面の生活費と考えられているが、日本では安置先の国での衣食の支給のみで対応する方針をとったのであろうか。夷獠新招慰の削除については、日本が朝鮮半島など集団的招慰を想定していなかったことを示すと指摘されている。唐戸令復旧一九条で、帰朝した化外人に衣食を支給し寛郷に安置する規定があり、未開の蕃人は帰化・慰撫の対象とする王化思想に基づく制度であるが、このような思想を持たない日本においては、没落外蕃条の規定は帰化人を内地に付し、朝鮮半島の農耕技術等を開発に利用する目的で適用された。例えば『類聚国史』天長元年(八二四)五月癸未(十一日)条に、

新羅人辛良金貴・賀良水白等五十四人、安置陸奥国、依<sub>レ</sub>法給<sub>レ</sub>復、兼以<sub>二</sub>乘田<sub>一</sub>充<sub>二</sub>口分<sub>一</sub>とあり、陸奥国に新羅人を安置した記事があるが、ここに見える「法」は没落外蕃条を指すと考えられる。

また、復の語はないが、次の天聖賦役令唐13・賦役令16外蕃還条も、同様に生業の回復を目的とした規定と見られる。

諸以<sub>二</sub>公役使<sub>一</sub>二千里外還者、免<sub>二</sub>一年課役<sub>一</sub>。  
凡以<sub>二</sub>公使<sub>一</sub>外蕃還者、免<sub>二</sub>二年課役<sub>一</sub>。其唐国者、免<sub>二</sub>三年課役<sub>一</sub>。

唐令本条は、「公役使」すなわち公の使者や役務として二千里以上の長距離移動から帰還した年に、一年の課役免除を与えるというものである。一方日本令を見ると、唐国への派遣の場合免課役三年とする規定は大宝令では存在しなかったらしいが、唐令では「公役使」とあるように、外交使節に限らず、使者や役務など公務として二千里以上の長距離移動をした者への課役免除を規定している。それに対して日本令では「役」の字を削除し、「二千里外」を「外蕃」と改めることで、本条を外交使節に従って外蕃へ派遣される者への給復規定に改変したのである。早く『続日本紀』慶雲四年八月辛巳(十六日)条で、遣唐使に従った水手らに復十年を給されており、十年という年数は大宝令に唐に関する規定がなかったことによる例外的措置と考えられるが、外蕃還条の対象として想定されたのはこうした下級乗組員であっただろう。水手については後に房戸の徭役免除が定められるが、こうした政策も外蕃還条の令意に沿ったものと言える。

このような給復は令条以外でも、『続日本紀』養老四年(七二〇)三月己巳(十七日)条(『類聚三代格』觸免事所収養老四年三月十七日太政官符も参照)で、逃亡戸口が過ちを悔いて本貫地に還った場合、その者は「家業散失」という状況になるため、六年以上経た逃亡戸口が帰還した場合には復一年を与え、その産業を継がせることとしている。次章

で見られる实例からも、このような給復の理念が諸政策に反映されていたと考えられるのである。

以上見てきたように、やむを得ぬ事情により生業（農業）から離れざるを得なくなった者に対して、生業の回復を目的に課税を免除するのが給復であり、先に見た損免とは一応区別して考えるべきである。

## 小結

以上、賦役令の租税免除規定を、(1) 身分的特権、(2) 雑任、(3) 儒教理念に基づく免除、(4) 再生産維持を目的とする免除の四種に分類して日唐比較を行ってきた。唐における民衆が課税を負担する理由として、濱口重國氏は、全国民は能力に応じて天子に奉仕する義務があるという観念があり、これに基づき官吏たる能力のない民衆が租調庸雑徭を負うのだとした。<sup>(108)</sup> こうした考えに従うなら、(1)・(2)の免除の理念としては、官吏や雑任としての天子への奉仕によって課税を負担する必要がないという思想が根本にあると思われる。(3)・(4)についても、祥瑞災異思想など儒教的イデオロギーが背景にあると指摘した。

こうした思想に基づく制度を、唐法を継受することで輸入した日本では、唐賦役令の租税免除規定のうち、(1)・(2)の課税免除は、日本の支配者集団の前代的な実情に合わせた条文削除・改変を加え、鐫符など手続き面でも、条文を引き写しつつ実態に即した運用を行っていた。一方、儒教理念に基づく免除や民衆の再生産維持を目的とする免除については、かなり忠実に唐令を引き写すことで、律令法に基づく支配者としての天皇の性格づけに儒教思想を利用し、民衆支配の正当性を支える理論の構築を目指したと言える。<sup>(109)</sup> そこで次章では、主として後者の免除の実際の運用のあり方を検討することにより、律令国家の民衆支配の展開を考えてみたい。

## ② 租税免除の展開

### 1 六国史に見える租税免除の实例

六国史には、令条に規定のない臨時の租税免除記事がかなり見られる。そこで前章の法制的理解を踏まえ、次に租税免除の六国史に見える实例<sup>(110)</sup>、及びその平安時代以降の展開を考えてみたい。

ところで、租税免除と目的や思想的背景を同じくすると考えられる賑給について検討した寺内浩氏は、賑給が実施される契機を、A 中央政府の事情、B 民衆側の事情、の二つに分類している。<sup>(111)</sup> さらに野尻忠氏は寺内説に加え、一国対応形式のもの（仮にCとする）があると指摘している。<sup>(112)</sup> 社会救済や恩典としての性格の共通性を考えれば、租税免除にも同様の分類が有効である。<sup>(113)</sup> そこでこの分類に依拠し、六国史の免除記事を整理したのが表3である。いささか長大になるが、今後の研究の便に資するところもあろうから、あえて掲げたい。

まず表3をもとに、八世紀を中心に实例を検討する。個々の事例の分析は省略し、ここでは大まかな傾向を把握することに努めたい。まずA型免除の契機は、即位や改元、祥瑞の出現、豊作など国家的慶事である。この種の免除は民衆の再生産維持というよりも、天皇の徳治を周知するという目的が強い。特に祥瑞は、君主の徳治に天が応えて祥瑞を出現させるという中国由来の天人相関思想に基づくものであり、A型免除は君主の有徳性、王権の正当性を民衆に知らしめ、現行支配を承認させるものであった。そしてその際しばしば持ち出されるのが、前章で検討した賦役令17孝子順孫条による孝子等の表彰である。祥瑞による租税免除の初見は『日本書紀』白雉元年（六五〇）二月甲申（十五日）条であるが、<sup>(114)</sup> 鰥寡孤独への救済制度も七世紀後半に開始されるなど、七世紀後半以降

頻繁に利用されていくようになる。

またA型免除の契機のうち律令規定上見られない特殊なものとして、行幸に伴う免除があげられる。その対象は行幸国及び行幸通過国と、騎士・担夫・行官造管など行幸に供奉した者の二種がある。日本古代における行幸は国見の系譜を引く在地首長層の服属関係を確認する行事であり<sup>(15)</sup>、これに伴う租税免除はやはり天皇による恩典の付与という性格が強いが、中国由来の天人相関思想や祥瑞災異思想とは異なる、律令法導入以前の古い大王のあり方に基づくものであると考えておきたい。<sup>(16)</sup> なお、行幸に伴う免除の終見は延暦二年(七八三)十月十六日であるが、これは平安遷都以後、国を越える行幸自体が行なわれなくなることによる。

次にB型免除の契機は、具体的には災異が中心である。事例をあげれば、『続日本紀』慶雲二年(七〇五)八月戊午(十一日)条では、

詔曰、陰陽失<sub>レ</sub>度、炎旱弥<sub>レ</sub>旬。百姓飢荒、或陷<sub>二</sub>罪網<sub>一</sub>。宜<sub>下</sub>大<sub>二</sub>赦<sub>一</sub>天下<sub>一</sub>、与<sub>レ</sub>民更新<sub>上</sub>。死罪已<sub>下</sub>、罪無<sub>二</sub>輕重<sub>一</sub>、咸赦<sub>二</sub>除之<sub>一</sub>。老病鰥寡<sub>一</sub>、獨不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>自存<sub>一</sub>者、量加<sub>二</sub>賑恤<sub>一</sub>。其八虐常赦所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>免、不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>赦限<sub>一</sub>。又免<sub>二</sub>諸國調之半<sub>一</sub>。

と、災異を祓うための大赦が行なわれ、老病鰥寡獨自存不能者への賑恤とともに、全国の調を半免している<sup>(17)</sup>。これは明らかに中国由来の天命思想・天人相関思想に基づくものであり、B型の思想的背景もA型と同様儒教思想を想定すべきである。また、同じく災異に対応した免除である水旱条の損免とは異なる全国の調半免である点に注意したい。

ところで、A型・B型の免除のような律令外の租税免除が実施される際の手続きについては、『令集解』公式令3論奏式条に注目すべき記述がある。論奏式が用いられる項目の一つに「律令外議応<sub>レ</sub>奏者」があるが、これの代表的な例として、古記に「仮令依<sub>二</sub>國窮乏<sub>一</sub>免<sub>二</sub>課役<sub>一</sub>議等、是此律令外大事之也」とあるのをはじめ、集解諸説は国の窮乏による免課役をあげている。この「律令外議応<sub>レ</sub>奏者」の文言は、論奏式条が依

拠した唐の発日勅・奏抄式の項目にはなく、日本で独自に設けられたものである<sup>(18)</sup>。六国史等に見える実例では、手続きが判明するものは全て詔勅であり、租税免除が天皇の意志に基づくものであることを示すが、律令外の租税免除は公卿会議の論奏による発議と天皇の同意のもとに実行されていたのである。

一方C型免除は、明確に国司の申請によると記載されているものもあるものの、例えば『続日本紀』和銅七年(七一四)冬十月乙卯朔条に、美濃・武蔵・下野・伯耆・播磨・伊予六国、大風発<sub>レ</sub>屋。仍免<sub>二</sub>当年租調<sub>一</sub>。

とあるものなど簡単な記述の場合が多く実態を把握しきれないが、このような場合の多くは国ごとの個別申請と慶雲年間以降整備された損免の体系による水旱条の適用記事である可能性が高いと思う。表2と重複するので表3からは除外しているが、前章で見た節婦の個別表彰も、国司からの申請による点でC型免除と見なせる。

さて、六国史の租税免除記事のあらわれ方は、九世紀になると変化が生じる。A・B型免除の頻度が低下し、C型免除の記事が急激に増加するのである。特にB型免除については、実行されたとしても範囲が京畿内となり、免除項目が未進免除に限定されるなど、その規模を縮小させていく。九世紀を通じて地方政治の基調として、朝廷は国司に対して良吏であることを求め、政治を一任していたとされる<sup>(19)</sup>。租税免除も含め朝廷主導の百姓撫育政策を検討した有富純也氏は、九世紀に朝廷からの地方監察の使者派遣が減少することから、九世紀の朝廷は儒教イデオロギー政策を国司に一任したとしている<sup>(20)</sup>。最近では九世紀の社会政策を、イデオロギー的徳治に対する「現実的徳治主義時代」とも評価される<sup>(21)</sup>が、前述した節婦の個別表彰が九世紀に増加するという現象も、朝廷主導の表彰から国司の申請に基づく表彰へと重点が移っていったと考えれば、国司を通じて儒教政策への転換と評価することが可能である。フィ

クシヨンとしての徳治主義が、部内支配を強化しつつあった国司のもとで現実のものとして機能するよう、諸制度が整えられていった時代が九世紀であると思う。

## 2 未進免除と受領

このような国司を通じた免除の実施という構造は、その契機のみならず免除の対象自体の変化にもあらわれてくる。まず『続日本紀』延暦九年（七九〇）閏三月壬午（十六日）条では、

詔曰、朕以寡德臨馭寰区、国哀相尋、災變未息。転禍為福、徳政居先。思下仁恩、用致安穩。宜可大赦天下。自延暦九年閏三月十六日昧爽以前大辟已下、罪無輕重、已發露未發露、已結正未結正、繫囚見徒、私鑄錢八虐、強窃二盜、常赦所不免、咸皆赦除。其延暦三年以往天下百姓所負正税未納言上及調庸未進者、咸免之。縦未言上無由徵納者亦免之。神寺之稻宜准此例焉。

とあり、桓武天皇の即位以後の災異に対して、「仁恩を布く」ことで鎮めることを目的に出された大赦である。赦文の構造を見ると、罪人の赦除の文言は通例どおりだが、租税免除の部分が延暦三年以前の未納正税及び未進調庸となっており、ここではじめて未納・未進が免除の対象となっているのが注目される。長山泰孝氏によれば調庸未進が問題化するのには延暦期からであり、延暦五年四月には未進の場合国郡司を処罰し、延暦八年五月十五日には、未進ある場合に入京の使と在国の国司目以上の公廩を奪うこととした（延暦交替式）。この政策は延暦十四年七月二十七日に、国司史生以上が差法をつくって未進数に準じて公廩を割き填納する方式に転換し、以後これが継続していくが、この時期に未進という形態の調庸違反が社会問題化し、それと同時に免除の対象としても浮上してくるのである。『類聚三代格』調庸事所収大同二年十二

月二十九日太政官符で、匱悪・違期・未進に対して律による実刑と延暦十四年制に基づく公廩による填納の政策を出し、『類聚国史』大同三年（八〇八）正月己丑（七日）条では、出納諸司側の対応として匱悪・違期・未進を国別に細勘し上奏することとしているように、未進政策が次々と出されるが、一方で未進の免除も恩赦の方式として整備されていったのである。

未進免除と恩赦の思想については、『日本後紀』大同三年五月辛卯（十日）条で、飢疫を言上した国の今年の調を全免したが、実際には国司は病者のみ調を免除し、未病の者からは調を徴収していたらしく、これを禁ずる勅が出されている（『日本後紀』大同三年九月戊戌（十九日）条）。『類聚国史』大同四年七月乙巳朔条の調庸雜米未進を免除した恩赦でも、「庶使窮困人民、永忘旧歳之責」、見任国司、頓絶「前官之怠」とされており、これらによれば、依然として恩赦による免除はあくまで民衆救済のためという体裁が維持されていたと思われる。しかしこうした状況は、『続日本後紀』承和九年（八四二）八月戊子（二十七日）条（『類聚三代格』赦除事所収承和九年八月二十七日詔も）を画期として大きく変化することになる。

（前略）宜承和九年八月廿七日以前外吏秩滿未得解由者、已言上未言上咸悉原免。其未言上輩、所欠負并自借判署之類、後司扱実、造会赦帳、前後官司共署言上。及未請返抄者、亦同令弁申。且専宥前人、還累後吏、論之治道、誠非平適。其承和二年以往雜米雜穀、及五年以往雜交易等之未進、並皆停留、莫責輸貢。但其本物、随色檢納、国司実録、別自言上。

国司は調庸未進がある場合、交替の完了を証明する解由を留められたが、このときの恩赦では解由未得者の原免とともに、未進雜米・雜交易の輸貢が免除されている。ここに至ってはじめて、恩赦による租税免除の対象が国司であることが明確に示されたのである。この後、国司に對

する恩免が制度的に整備されていくことになるが、最も重要な制度整備は会赦帳の提出であろう。承和九年の恩赦で初めて、後司が実により会赦帳を作成し、前後司が共に署名し提出することが命じられたが、翌年出された『類聚三代格』交替并解由事所収承和十年七月九日太政官符（続日本後紀）承和十年七月丁酉（十日）条に勅あり）に、

応進<sub>下</sub>進<sub>中</sub>会赦帳<sub>上</sub>之後放<sub>中</sub>解由<sub>上</sub>事

右被<sub>二</sub>大納言正三位兼行右近衛大将民部卿陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>勅、如<sub>レ</sub>聞、会<sub>二</sub>去年七月十四日・八月廿七日兩度恩赦<sub>一</sub>、諸国未<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>解由<sub>一</sub>之輩、或訴<sub>二</sub>新司<sub>一</sub>偏縁<sub>二</sub>洪恩<sub>一</sub>只放<sub>二</sub>解由<sub>一</sub>、至<sub>二</sub>于造<sub>一</sub>会赦帳<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>其名<sub>一</sub>、寄<sub>二</sub>事彼此<sub>一</sub>拒以不<sub>レ</sub>暑。此則乖<sub>二</sub>詔書所<sub>レ</sub>指、復似<sub>レ</sub>隱<sub>二</sub>旧疵<sub>一</sub>。須<sub>二</sub>彼帳進<sub>レ</sub>官之後乃与<sub>二</sub>解由<sub>一</sub>。但後司所<sub>レ</sub>勤事有<sub>二</sub>不平<sub>一</sub>、准<sub>二</sub>不与解由状<sub>一</sub>加<sub>二</sub>所執<sub>一</sub>、亦前被<sub>二</sub>放許<sub>一</sub>之類姦遁不<sub>レ</sub>暑、録<sub>レ</sub>状言<sub>上</sub>。其未<sub>レ</sub>暑之間五位已上不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>京官外任及散位<sub>一</sub>惣奪<sub>二</sub>位禄<sub>一</sub>、六位已<sub>下</sub>同没<sub>二</sub>季禄公廩<sub>一</sub>、無職之人不<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>叙用<sub>一</sub>。（下略）

とある。前年七月十四日・八月二十七日の恩赦により、解由未得者は新司に訴え、解由を放たれることになった。しかし解由を得た後に会赦帳を作成すると、これに署名させる段階で前司はあれこれと申し立てて署名しない、という問題が生じた。そこで先に会赦帳を提出させてから解由を放つこととした。ただし後司に不平がある場合には、不与解由状に準じて所執（前後司の主張）を加えることを認め、また既に解由を得た者が加署を拒否した場合は言上し禄を奪うなどの処分を加えることとしたのである。また『類聚三代格』赦除事所収貞観四年（八六二）七月十五日太政官符では、

応<sub>下</sub>造<sub>中</sub>進<sub>上</sub>会赦帳<sub>一</sub>程期准<sub>中</sub>不与解由状<sub>上</sub>事

右檢<sub>二</sub>案内<sub>一</sub>、去承和九年八月廿七日詔書備、外吏秩滿未<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>解由<sub>一</sub>者、已言<sub>上</sub>未言<sub>上</sub>、咸悉原免。其未<sub>二</sub>言<sub>上</sub>輩所<sub>レ</sub>有欠負并自借判署

之類、後司扱<sub>レ</sub>実造<sub>二</sub>会赦帳<sub>一</sub>、前後官司共署言<sub>上</sub>者。然則名是会赦帳、実則不与解由状。内外諸司須<sub>二</sub>各守<sub>一</sub>其期<sub>一</sub>造<sub>中</sub>進<sub>上</sub>件帳<sub>上</sub>。而稽引不<sub>レ</sub>進、多致<sub>二</sub>物累<sub>一</sub>。因<sub>レ</sub>茲、太政官承和十年十月二日下<sub>二</sub>勅解由使<sub>一</sub>符備、大納言正三位兼行右近衛大将民部卿陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣、奉<sub>レ</sub>勅、勘解由使勘<sub>下</sub>申<sub>二</sub>収<sub>一</sub>会赦帳<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>程限<sub>一</sub>之状<sub>上</sub>。事是有<sub>レ</sub>理、実協<sub>二</sub>規憲<sub>一</sub>。而天安二年十一月七日恩赦之後、諸国或致<sub>二</sub>違期<sub>一</sub>。今被<sub>二</sub>右大臣宣<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>行不<sub>レ</sub>行、事豈可<sub>レ</sub>然。宜<sub>二</sub>追下知<sub>一</sub>。（下略）

とあり、前掲承和十年十月二日官符で、勘解由使が会赦帳を収めて程限を立てるべき旨を勘申させたが、天安二年十一月七日の恩赦（『日本三代実録』同日条）以後、諸国は違期しているため、重ねて不与解由状に準じた程限を立てることを命じた。ここに「然則名是会赦帳、実則不与解由状」とあり、また承和十年七月九日官符にも「後司所<sub>レ</sub>勤事有<sub>二</sub>不平<sub>一</sub>、准<sub>二</sub>不与解由状<sub>一</sub>加<sub>二</sub>所執<sub>一</sub>」とあるように、会赦帳には不与解由状と同様に前司の任中雑怠と後司の所執が記載され、おそらく免除対象となる未納・未進などを明らかにすることで、後司が次の受領と交替する際などの証拠とされるのであろう。

このように会赦帳により交替する国司には、通常の解由ではなく会赦帳が与えられる。その書式が『朝野群載』卷二十六に収載されているが、「雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>任中雑怠<sub>一</sub>、会<sub>二</sub>某年月日赦<sub>一</sub>。仍与<sub>二</sub>解由<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>件」とあるように、任中の雑怠の責任から解放され、解由を与えられたのである。

承和九年の恩赦はその後の受領統制・未進対策に大きな影響を与えたとらしく、天安二年の恩赦では「准<sub>二</sub>承和例<sub>一</sub>」「如<sub>二</sub>先格<sub>一</sub>」などとして会赦帳の進上を命じている。また『類聚三代格』調庸事所収承和十三年八月十七日太政官符には、

応<sub>三</sub>立<sub>二</sub>率徵<sub>一</sub>赦前旧年調庸并官物未進<sub>一</sub>事

右往年外吏不<sub>レ</sub>慎<sub>二</sub>法式<sub>一</sub>、勤<sub>レ</sub>公者寡、陷<sub>レ</sub>憲者衆。縁<sub>レ</sub>此去承和九



年八月廿七日、殊降<sub>レ</sub>非常之恩<sub>一</sub>、咸免<sub>二</sub>已往之罪<sub>一</sub>。左大臣宣、奉<sub>レ</sub>勅、如<sub>レ</sub>聞、赦後牧宰多罹<sub>二</sub>先怠<sub>一</sub>、專優<sub>二</sub>前司累暨<sub>二</sub>後人<sub>一</sub>。議<sub>二</sub>之政途<sub>一</sub>良非<sub>二</sub>均平<sub>一</sub>。宜<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>率法<sub>一</sub>、毎年相承徵<sub>中</sub>十分<sub>一</sub><sup>上</sup>。若堪<sub>レ</sub>徵者莫<sub>レ</sub>拘<sub>二</sub>此率<sub>一</sub>。自余雜物亦宜<sub>レ</sub>准<sub>レ</sub>此<sub>一</sub>。(下略)

とあり、承和九年八月二十七日の恩赦により、国司の未進累積が免除されたものの、恩赦後、後任国司は多くの前司以往雑怠を身に負うこととなったため、毎年十分の一の率法を定め、旧年未進のうち十分の一ずつを徴収していくこととした<sup>(29)</sup>。承和九年の恩赦を契機として、未進累積を消化するための率法が成立し、以後受領の納物が実質的に年料プラス年料の十分の一となるのである。なお、この未進率法は、率が年輪を超えるほどの量となり徴収に堪えなくなったため、『類聚三代格』調庸事所収寛平五年（八九三）五月十七日太政官符で、年輪の十分の一に変更されている。

### 3 十・十一世紀の租税免除

このように九世紀を通じて租税免除の実質的内容は大きく変化しているが、六国史以降の諸史料にも、恩赦の詔等による免除が行なわれた例は存在する。そうした例を見ると、いずれも調庸未進の免除ないし真宗咸平田租・雑徭の半免である点が興味深い。雑徭の半免については『政事要略』巻五十九・交替雑事（雑徭事）所収寛平三年（八九一）十一月十九日太政官符「応<sub>レ</sub>復<sub>二</sub>当年徭十日<sub>一</sub>事」に、

右太政官去十月十九日下<sub>二</sub>諸道符<sub>一</sub>、今月八日詔書、其令<sub>二</sub>天下州郡半<sub>二</sub>減今年徭役<sub>一</sub>者。而或国宰等申云、庸之与<sub>レ</sub>徭各可<sub>二</sub>半減<sub>一</sub>者。右大臣宣、奉<sub>レ</sub>勅、今案<sub>二</sub>事意<sub>一</sub>、徭役兩字、雖<sub>レ</sub>分<sub>二</sub>為<sub>二</sub>庸徭<sub>一</sub>之由非<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>旧說<sub>一</sub>、而独考<sub>二</sub>雜徭之意<sub>一</sub>、已有<sub>二</sub>成文<sub>一</sub>。須<sub>レ</sub>專<sub>レ</sub>摠<sub>二</sub>嘉祥元年恩詔之例<sub>一</sub>、只免<sub>中</sub>半徭<sub>上</sub>。不<sub>レ</sub>疑<sub>レ</sub>殆<sub>一</sub>者。諸国宜<sub>二</sub>承知依<sub>レ</sub>宣行<sub>一</sub>之。

とある。ここで依拠されている嘉祥元年（八四八）の恩詔は『統日本後

紀』嘉祥元年六月十三日条にある改元（祥瑞）の恩赦であるが、この時の例により全国の徭役半免とは庸を含まず雑徭十日（この時期の雑徭の義務日数は年間二十日）の免除を意味することが定められ、免除の方式が確立していく。これ以後、まれに実施されるA型免除の際には調庸未進と田租ないし雑徭の半免<sup>(30)</sup>が通例となった。

十世紀以降の恩赦による免除の例は、管見に入ったものでは延喜十五年に庖瘡、貞元元年・天元三年に内裏焼亡、天元五年・寛仁三年には皇太子元服、寛仁四年には御惱・疫病、長元五年には天変地異による赦がある<sup>(31)</sup>。その契機は王権中枢部の事情によるものがほとんどであり、八・九世紀の状況とはかなり異なっている。さらに、天慶九年頃には祥瑞報告がなくなり、朝廷は祥瑞による徳治の表明をしなくなるが、こうした現象から有富純也氏は儒教的イデオロギーが九世紀最末期から十世紀半ばにかけて歴史的役割を終えると指摘している。ただし君主の不徳が災異を引き起こすという災異思想自体は中世まで存続していたと思われ、実際に恩赦による未進免除は受領の納物の免除として機能していた<sup>(32)</sup>。

十世紀以降の調庸免除の実態を見ると、『小右記』長元五年（一〇三二）八月二十五日条には、

召<sub>二</sub>主税助(三善)雅頼<sub>一</sub>、同<sub>二</sub>陸奥砂金事<sub>一</sub>。可<sub>レ</sub>逢<sub>レ</sub>詔哉否事也。申云、彼国百姓弁狭布、皆是調庸徭丁之所<sub>レ</sub>弁。至<sub>二</sub>狭布<sub>一</sub>依<sub>二</sub>詔文<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>免也。至<sub>二</sub>金者<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>彼調庸徭丁<sub>一</sub>、給<sub>レ</sub>食所<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>掘進<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>調<sub>二</sub>下免<sub>一</sub>調庸等<sub>一</sub>之詔<sub>上</sub>。調庸等<sub>二</sub>丁其数多々<sub>一</sub>。然者所<sub>レ</sub>課砂金可<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>数千兩<sub>一</sub>。只是年料所<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>定置<sub>一</sub>也。一切不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>免者。唯对馬島銀者、有<sub>二</sub>所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>充之丁数<sub>一</sub>。仍可<sub>レ</sub>露<sub>二</sub>詔書<sub>一</sub>歟。

とある。調庸免除の詔（前述の三月五日の未進調庸免除の詔か）が陸奥の砂金・対馬の銀等に適用されるかについて、実資が主税助三善雅頼に問い合わせており、陸奥の狭布は調品目だから免除されるが、砂金は百姓に食料を支給して採取することになっているから、恩詔があっても免

除されないとしている。同様に對馬の銀は充てている丁数があるため詔により免除するとしている。對馬の銀は延喜式では調品目であり、この時期に調として一定の課丁数の割り当てがあるという意味であろう。<sup>(18)</sup>

また『権記』長保四年（一〇〇二）二月十六日条では、安芸前司藤原邦昌の解由について、適合しない年の詔を続文として申上していたので、これを難じた。申上の前に長保三年閏十二月十六日の大赦があり、この詔を続文として申すべきとしたが、貼り続がずに申したので、重ねて難じた。邦昌の解由は会赦解由と考えられるが、会赦解由の提出の際に大赦の詔を証拠文書として続文を作成していたことがわかる。<sup>(19)</sup>

賦役令の規定の行方について見ると、損免については、不三得七法や例損戸など早くから一定の免除額が設定されており、これを超える損免申請を異損と呼び、中央から損田使が派遣されて覆検した。一方、青苗簿の提出が有損年のみでよいとされた承和十二年頃から、本来輪租田・輸地子田であるはずが播種されなかった不堪佃田の申請が増加し、不堪佃田使が覆検のために派遣されていた。しかし十世紀後半になると、これらの覆検使は派遣されなくなる。『北山抄』卷十・吏途指南（異損事）によれば、損田使が派遣されない場合は、坪付帳を提出する代わりに、損田使の派遣を停止し例分の免除を申請する文書を提出し、公卿の審査により申請の三分の二ないし一分大半が免除されるのが通例となった。損田の処分法も、延長四年格により調庸を免除される損七分以上戸を全体の三分の一以下とする定例が設けられている。<sup>(20)</sup>

一方、賦役令では生業の回復を本質とした給復についても、受領の申請に基づく受領の負担減免としての性格を強めていった。『北山抄』卷十・吏途指南（給復事）には「延喜三年九月廿日、賜甲斐国百姓三千百五十三人復一年」とあり、また『権記』長保五年八月十六日条に「相模国申請給復・任替事」。給復一年調布六十・商布廿疋可「<sup>(21)</sup>」とあるように、具体的には国に割り当てられた調庸について、ある課丁

数分の減額を受領が要求するのが給復申請であった。

『北山抄』卷七・都省雜事（申上雜事）に「給復百姓事（无<sup>(22)</sup>殊事）国申給復文、不<sup>(23)</sup>可<sup>(24)</sup>申上者」（中略）已上奏」とあり、受領による給復申請は公卿による審査を経て天皇に上奏されたが、特別な事情が無い限りは申請が認められない原則であった。古記録に見える実例では、『権記』長保四年四月十日条に、

伊予国申給復事。彼国元来無<sup>(25)</sup>申<sup>(26)</sup>給復<sup>(27)</sup>之例<sup>(28)</sup>。而依<sup>(29)</sup>前司知章朝臣任中疫癘<sup>(30)</sup>人民死亡、田畝減少。仍前司兼資朝臣申請之日、殊賜<sup>(31)</sup>裁許<sup>(32)</sup>、任間漸施<sup>(33)</sup>治術<sup>(34)</sup>、殊無<sup>(35)</sup>亡弊之聞<sup>(36)</sup>。偏以<sup>(37)</sup>有<sup>(38)</sup>前任之例<sup>(39)</sup>、不<sup>(40)</sup>可<sup>(41)</sup>必申請<sup>(42)</sup>歟。

とあり、伊予国の給復申請について、この国は元来給復を申請する例がないが、前司藤原知章の任中の疫病により人民は死亡し、田畝は減少した。そこで前司兼資が申請した際に、特別に裁許され、その間に治術を施したため亡弊の聞こえがなくなった。そのため前任の例があるからといって、必ずしも申請すべきではないとしている。人口や耕作田の減少など国の亡弊を回復するための給復という理念は生きており、先例があったとしても亡弊の有無によっては裁許されなかった。同様の事例として『北山抄』卷十・吏途指南（給復事）に、長保頃の例として、受領の給復申請に対し、他の公卿は前司のときに裁許された例があるとして認めようとしたが、公任一人が「是事非<sup>(43)</sup>被<sup>(44)</sup>免<sup>(45)</sup>於国司<sup>(46)</sup>、優<sup>(47)</sup>復民<sup>(48)</sup>也<sup>(49)</sup>」とし、前司のときに給復を与えていれば民力は回復しているはずだから、連年の給復を与えるべきではないとし、この意見が認められている。公任の意見は他にも、中男といえども恩復に預かるべきとして中男作物も免除されるとするなど、律令の原則に則ったものであり時代錯誤の感は否めないが、受領の部内統治と税物の請負を前提として、受領の申請に基づき公卿の合議により裁許されるものになっていたと言えよう。

なお、異損・給復について『北山抄』卷十・吏途指南（臨時申請雜事）

には、

被<sub>レ</sub>許<sub>二</sub>給復・異損<sub>一</sub>之國、若不<sub>レ</sub>填<sub>レ</sub>之、不<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>其賞<sub>一</sub>。給復者只許<sub>二</sub>調庸<sub>一</sub>。異損者隨<sub>二</sub>戸之多少<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>所<sub>レ</sub>濟之物<sub>一</sub>。然則一年之事、猶多<sub>レ</sub>弁濟。然而依<sub>レ</sub>不<sub>二</sub>合格<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>加階<sub>一</sub>也。

とあり、給復は調庸を免除するものであるから交易物などは免除されず、異損は得戸の分の所済物があり、給復・異損により免除された分は補填しなければ賞を加えないとある。この補填は前節で触れた損戸交易であるが、『北山抄』巻七・都省雜事（申大中納言雜事）に、「免<sub>二</sub>除損戸交易<sub>一</sub>事（続<sub>二</sub>損状符案・例符案・奏報・主税用殘勘文・主計損戸調庸雜物數<sub>一</sub>。諸国申損戸、惣計三分以上一分、五分以上二分。若過<sub>二</sub>此限<sub>一</sub>返却。）（中略）已上奏」とあるように、受領が損戸交易の免除を申請することも少なからずあったようである。

このように、賦役令の租税免除規定は、その制度を残しつつも受領制を前提としたあり方へと再解釈されていたと言えよう。この時期には民衆の再生産維持や儒教的徳治の表明といった意義は見出せないが、その枠組み自体は否定されず受領統制の手段として置き換えられていったのである。

### 結語

以上、日本古代国家の租税免除制度の特質と展開を考えてきた。議論が拡散したため、あらためて論旨を整理しておく。

賦役令の租税免除規定は、(1) 身分的特権、(2) 特定役務に任じられた一般人民、(3) 儒教思想に基づく免除、(4) 民衆の再生産維持のための免除、の四種類に分類することが可能である。こうした構造は唐賦役令のそれを継受したものであるが、(1) は律令制以前の畿内豪族層の系譜を引く五位以上集団の特権という性格を持っており、(2) は

主として中央政府の把握のもとに置かれた雑任を対象とし、在地首長層の力役編成に依拠した地方の末端職員を対象とならなかったことなど、唐の制度を日本固有の事情により改変していた。一方(3)(4)の免除は中国古来の家父長制的支配理念や祥瑞災異思想を背景とするもので、六国史等における実際の租税免除記事とも対照すれば、八世紀には(3)(4)の免除は即位や改元など王権側の事情、災異など民衆側の事情を契機とし、現行支配の正当性を主張するために国家主導で実施されたのである。

しかし九世紀になると、王権側の事情による租税免除は次第に頻度を減少させていくように、儒教的支配理念が民衆支配の思想としては機能しなくなる。災異の場合も王権主導の免除は減少し国司の申請による一国ごとの免除が主流になっていき、未進調庸の免除も制度的に確立するが、これは国司の部内支配強化に対応し国司を通じた地方支配体制の進展に対応するものであり、十世紀になると受領に対する免除として再解釈されていた。

ただし免除の恩赦については、頻度は減少しつつも十世紀以降も出されていた。このことからすれば、律令制に基づく国家という認識は十世紀以降も存在したと言えるだろう。免除の恩赦は管見の限りでは『中右記』嘉保二年（一〇九五）九月二十四日条に見える堀河天皇の病氣平癒祈願に伴う調庸未進免除を最後に史料上見えなくなるが、この時期に最終的な古代国家の終焉を位置づけることもできるかもしれない。

触れるべくして触れられなかった論点はあまりにも多い。また既に自明な事実の叙述に終始した記述も多々あり羊頭狗肉の誇りを免れないが、租税免除という観点から古代国家の展開を議論するための材料を少しでも提供できたならば幸いである。

【付記】 本稿は、公益財団法人高梨学術奨励基金平成二十九年度若手研究助成による研究成果の一部である。

註

- (1) 個別の先行研究については各論の中で触れるが、賦役令の研究として大津透「課役制と差科制」(『日唐律令制の財政構造』岩波書店、二〇〇六年、初出一九九二年)のみをここではあげておく。ただし同論文は課役制・差科制の検討に主眼があり、租税免除を直接に論じたものではない。
- (2) 七世紀後半から八世紀初頭までの復除(租税免除)の特徴については、青木和夫「雇役制の成立」(『日本律令国家論攷』岩波書店、一九九二年、初出一九五八年)三一二頁や、寺崎保広「八世紀前半の調庸制改正と復除」(『続日本紀研究』二〇二、一九七九年)が論じている。また、最近本稿と同様の視点からの検討として、窪田藍「八世紀災害発生時における課役減免について」(『専修史学』六二、二〇一七年)が発表されたが、令文の検討や中国思想との関連などの考察が不十分である。
- (3) 天聖令の本文および条文番号は天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校證『天一閣藏明鈔本天聖令校證』(中華書局、二〇〇六年、以下「天聖令校證」と略す)の校録本によるが、一部私見により改めた箇所もある。
- (4) 濱口重國「唐の律令上の課役なる語に関連して」(『宇野哲人先生白寿祝賀記念 東洋学論叢』一九七四年)。
- (5) 正税免除については渡辺晃宏「赦の適用よりみた正税管理の変遷」(『続日本紀研究』二八四、一九九三年)などがある。
- (6) 仁井田陞「唐令拾遺」(東京大学出版会、一九三三年、以下「唐令拾遺」と略す)。
- (7) 鈴木俊「新唐書食貨志の史料学的考察」(『岩井博士古稀記念事業会編』『典籍論集』大安、一九六三年)二九五頁。
- (8) 大津透前掲註(1)論文一六三頁。
- (9) 仁井田陞著・池田温編集代表「唐令拾遺補 附唐日両令対照一覽」(東京大学出版会、一九九七年、以下「唐令拾遺補」と略す)。
- (10) 内命婦には一品より上はないので、「文獻通考」の「内命婦一品以上」という記述は「本服」を脱していると考えられる。
- (11) 李錦繡氏による復原考証が『天聖令校證』四六五―四六六頁でなされており、氏は最終的に以下のように復原している。  
諸皇宗籍属<sup>三</sup>宗正<sup>一</sup>者、及太皇太后・皇太后・皇后總麻以上親、内命婦一品以上親、五品以上父祖兄弟、並免<sup>二</sup>課役。  
しかし本文で述べたとおり末尾の「五品以上父祖兄弟」は唐令では唐14で規定されていたと考えられる(李氏は内命婦の五品以上とする)し、『新唐書』の字句をそのまま採用した「内命婦一品以上親」ではどの範囲まで免課役になるのかわからない。また天聖令で「皇后」の下にある「本服」の字句を『新唐書』に倣い削除しているが、後段にも全て「本服」の字句がついていることから、削除しない方がよい(本服は婚姻によらない本来の服で、特に女性の場合問題になる)。なお、開元度以降の唐令では玄宗の諱「基」と同音の「期」を避けており、「期親」は「周親」とするのが通例である。
- (12) 「唐令拾遺補」で「原男<sup>原男</sup>」としていた箇所は、勳官全体を含む規定だった。
- (13) 日野開三郎「唐代租調庸の研究」II課輸篇上(自家版、一九七五年)一六〇頁。なお、日野氏は一七六一―一八七頁で宗室関係者への免課役制度について検討しているが、令文の復原という視点が欠如している点に問題がある。
- (14) 日野開三郎前掲註(13)論文一五八頁。
- (15) 時野谷滋「唐の散官及び封爵とわが文位」(『律令封祿制度史の研究』吉川弘文館、一九七七年)。
- (16) 宮崎市定「唐代賦役制度新考」(『宮崎市定全集8 唐』岩波書店、一九九三年、初出一九五六年)。
- (17) 西村元佑「唐代敦煌差科簿を通じてみた唐均田制時代の徭役制度」(『中国经济史研究』同朋舎、一九六八年、初出一九六〇年)。
- (18) なお、古賀登「唐代賦役制度の再検討」(『唐代史研究会編』『律令制』汲古書院、一九八六年)は、独自の計算方法により早くに品子は免雑徭のみで租調庸は負担しており、実役は庸で代納していたと推測したが、結果的に正しかった。
- (19) 濱口重國前掲註(4)論文一六一―一九頁。
- (20) 養老令の条文番号・条文名は井上光貞ほか「律令」(日本思想大系3、岩波書店、一九七六年、以下「岩波律令」と略す)による。また、「唐令拾遺補」に依拠し、大宝令にもあったと推定される字句には○印を、同一内容の文言の存在が推定される字句には傍線を、別の字句である場合はその字句を付した。
- (21) 皇親の範囲は八世紀を通じて変遷があるが、免課役特権の範囲自体の制度的変遷としては、『令集解』選叙令38五位以上子条所引延暦十九年(八〇〇)四月十日官奏で、資蔭が四位の孫にまで及ぶようになった。さらに『類聚三代格』蠲免事所収天長九年(八三二)十二月十五日勅では、諸王家の要請に応じて五世から七世王の課役免除を許すこととなった。
- (22) 『続日本紀』慶雲三年(七〇六)二月庚寅(十六日)条の「制七条事」其三に基づき成立した条文である。拙稿「唐賦役令の受容」(古瀬奈津子編『律令国家の理想と現実』竹林舎、二〇一八年)参照。
- (23) 牧英正「資蔭考」(『法字雜誌』二一、一九五五年)。
- (24) 関晃「律令貴族論」(『日本古代の国家と社会』関晃著作集第四卷)吉川弘文館、一九九七年、初出一九七六年)など。
- (25) 古瀬奈津子「官人出身法からみた日唐官僚制の特質」(池田温編『日中律令制の諸相』東方書店、二〇〇二年)。

(26) 『令集解』賦役令18三位以上条令釈問答に、五位の孫で出身していない者は、賦役令19舍人史生条の「貢人得第未叙」に準じて徭役を免除されるとする。なお、これは「案見『唐軍防令』」とあるように、唐軍防令の何らかの規定により導き出された解釈だった。

(27) 岸俊男「光明立后の史的意義」(『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年、初出一九五七年)。

(28) 本条の校訂について補足しておく。「将防年本州非者防」について、『天聖令校證』は、防人の差遣に本州の防と本州以外の防(非本州防)の二種類があったとし、「将防年非本州防者」と校訂した。一方、渡辺信一郎「唐代前期における農民の軍役負担」(『中国古代の財政と国家』汲古書院、二〇一〇年、初出二〇〇三年)三六三頁は原文のまま読み「防人を担当すべき年が巡ってきたときに、その州の別人が防人の軍役を代理担当する場合」と解釈している。しかし『天聖令校證』の解釈では「将防年」は不要だし、防人のみ代理人の場合を規定するのは違和感がある。開元水部式に「将役年及正役年」とあるのを参照すれば、校訂本文は『天聖令校證』と同様でよく、「本州以外の場所の防人として任地に赴くべき年にある者」の免課役を規定しているのではないか。また、「貢挙人試得第」は原文では「貢挙人誠得弟」とあり、「弟」は天聖令校證の通り「第」と校訂してよいが、「誠」はこのままでは文意不明である。これも「試」の誤写とすれば「貢挙された者で試験に合格し事故あつて未だ叙せられない者」と解釈できる。「貢挙」は学校の最終試験を通過した者などが、礼部で秀才・明経・進士・明法科のうち一つを受験(礼部試)し、成績によって正八品上から従九品下の出身階を得、吏部の銓擬を受けて職事官を得る(吏部銓)こと。

(29) 大津透「唐日律令制下の雑徭について」(『日唐律令制の財政構造』岩波書店、二〇〇六年、初出二〇〇五年)。

(30) これらの役務は『通典』卷四十・職官二十二秩品五所収の開元二十五年官品表によれば流外官であり、雜令唐8にないので流外番官ということになる。

(31) 唐令として利用するにあたって、『唐令拾遺補』で想定されていた侍丁・殘疾が規定されていない点が若干問題となる。『唐令拾遺補』賦役令復旧二二条では、『唐律疏議』名例律26犯罪非十惡条に、  
疏議曰、侍丁依令免<sub>レ</sub>役、唯輸<sub>レ</sub>調及租。為<sub>レ</sub>其充<sub>レ</sub>侍末<sub>レ</sub>流、故云<sub>レ</sub>課調依<sub>レ</sub>旧。

とあるのにより、侍丁の免役を復原し、これに伴い殘疾を日本令に倣い復原していた(『唐律疏議』名例律27徒応役無兼丁条に「其殘疾既免<sub>二</sub>丁役<sub>一</sub>」とある。唐令の中で侍丁が免役だったことは天聖雜令唐22も参照)。しかし天聖賦役令には、日本と異なり免課役・免徭役といった段階が設けられておらず、侍丁の脱を想定したい。そこで名例律の記述が問題となるが、律の規定は老疾な祖父母・父母

があり、家に期以上親族の成丁がいな中で流罪を犯した者は、流刑執行を猶予して侍丁に充てるといふもので、このようにして充てられた侍丁は「令によると」徭役免除にとどまり、租と調は免除されないという。この「令」は戸令など他の篇目の可能性も考えられるが、賦役令唐15に「流人充<sub>レ</sub>侍(謂<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>配所<sub>一</sub>充<sub>レ</sub>侍者上。三年外依<sub>レ</sub>常式<sub>一</sub>・使<sub>レ</sub>)」とある箇所に注目すべきである。流人が配所で侍丁にあたる場合については、同じく『唐律疏議』名例律26犯罪非十惡条の後段に規定されていて、通常の「侍法」に則り、侍丁でなくなつた後暮年を経て居作に従うとする。これを見れば、右に引用した疏が述べているのは、流罪執行を猶予して侍丁に充てられた者は「配所において侍に充てる者」とは異なるため免課役とはならない、と解釈できる。とすれば、現状の賦役令唐15の範囲内で理解することが可能である。

(32) 西村元祐前掲註(17)論文。

(33) 渡辺信一郎「北宋天聖令による唐開元二十五年賦役令の復原並びに訳注(未定稿)」(『京都府立大学学術報告(人文・社会)』五七、二〇〇五年)一一二頁。

(34) 『唐令拾遺』選舉令復旧二七条に「養<sub>レ</sub>素丘園、徵聘<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>赴、子孫得<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>徵官<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>蔭、並同<sub>二</sub>正官<sub>一</sub>」という用例があり、これと同じと考える。

(35) 天聖獄官令宋22及び養老獄令26父祖官蔭条に「從<sub>レ</sub>無蔭法<sub>一</sub>」という表現があり、これとほぼ同じ意味であろう。

(36) 池田温「中国律令と官人機構」(『前近代アジアの法と社会』勁草書房、一九七七年)。

(37) 黄正建「唐代<sub>レ</sub>庶士<sub>一</sub>研究」(同主編『天聖令』與唐宋制度研究)中国社会科学出版社、二〇一一年、初出二〇〇六年)を参照。なお、掌閑が見えないのは写本の誤脱か。

(38) 趙路璐「唐代<sub>レ</sub>雜任<sub>一</sub>考」(『唐研究』一四、二〇〇八年)。また、同「唐代<sub>レ</sub>雜任<sub>一</sub>考」(『文史』二〇一〇年第三輯)も参照。

(39) 『唐令拾遺』雜令復旧二九条(『宋刑統』名例律卷六・本条別有制条註および職制律卷十一役使所監臨条註)に「雜任解在<sub>二</sub>雜令<sub>一</sub>」○雜任具在<sub>二</sub>雜令<sub>一</sub>とあるのは本条を指すと考えられる。

(40) 詐偽律15詐除去官奴婢条。なお、『唐令拾遺』公式令二二条にも、「典吏」を率いる場合に駅子を臨時に給う規定がある。

(41) 池田温「中国古代籍帳研究 概観・録文」(東京大学出版会、一九七九年)二号、一五二―一五三頁。

(42) 『吐魯番出土文書』六、一三〇―一三二頁。

(43) 徐暢「鐫符与唐宋間官人課役的運作程序」(『文史』一〇三、二〇一三年)二〇七頁。

(44) 梅原都「宋代胥吏制の概観」(『宋代官僚制度研究』同朋舎、一九八五年)

- 五六一頁。
- (45) 大津透前掲註(1) 論文一六五頁。
- (46) 唐代の鑄符の運用については、『唐会要』巻五十九・戸部員外郎所収開元四年五月二十九日勅に、毎年州ごとに指定の枚数の用紙を、紙背に州名・年・用紙番号を書いて提出させ、戸部が収納して使用するとある。『吐魯番出土文書』八、四四三―四四四頁は、鑄符の到来について調査した文書であり、鑄符が一人一通ずつ発行されるものであったことがわかる。
- (47) 野村忠夫「勘籍の本質と機能」(『官人制論』雄山閣、一九七五年) 一九二頁。野村氏は特に得度の場合が意識されていた可能性が高いとする。
- (48) 堀部猛「日本古代の勘籍制」(『正倉院文書研究』一四、二〇一五年)。
- (49) 柳寿子「四季帳」をめぐって(『国史談話会雑誌』一九、一九七八年)。
- (50) 延喜民部式上93入色課役条。
- (51) 『令集解』賦役令12春季条穴記に「付、謂除本司名、付本国帳」とある。この「本司名」は延喜主計式下33帳除条に見える「雜任帳」であろう。
- (52) 天聖倉庫令唐3・6・7・8が給食を、天聖雜令唐1・2・4・8・9・12・15が任用等を規定している。
- (53) 笹山晴生「毛野氏と衛府」(『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会、一九八五年、初出一九六三年) 二九五―二九九頁。
- (54) 大津透前掲註(29) 論文。
- (55) 選叙令3任官条によれば、主政・主帳が官判任、舍人、史生、使部、伴部、帳内、資人が式部判補。
- (56) 烽長は軍防令69烽長条に、国司が簡点するとある。国博士・医師は選叙令27国博士条義解によれば、国司が選定した上で式部判補。駅長・駅子も任用規定はあるが、固定的な駅戸集団から国司が採用したと考えられる。牧長・牧子も国司が採用するか。このように律令に規定のある特殊な職務については国司の裁量によっていたと思われるが、やはり唐制と比較すると、国郡司の手足となって雑役に従事する者の規定は少ない。
- (57) 吉田孝「雑徭制の展開過程」(『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年) 三八四―三八九頁。
- (58) 『政事要略』巻五十九・交替雜事(雜徭) 所収延喜二年(九〇二)十一月二十七日宣旨。
- (59) 曾我部静雄「日唐令に見ゆる孝子順孫の条文について」(『史学雑誌』五六七、一九四五年)。
- (60) 令文のように「孝子順孫義夫節婦」がそろった文言としては、北魏の詔に高年孤独への賑給とともに見えるのが初見である。『魏書』巻九・肅宗本紀、延昌四年九月乙巳条参照。
- (61) 魏徴時務策については、東野治之「大宰府出土木簡に見える「魏徴時務策」考」(『正倉院文書と木簡の研究』塙書房、一九七七年、初出一九七六年)を参照。
- (62) 敦煌発見開元戸部格所収證聖元年(六九五)四月九日勅に由来する(これにより文字の校訂を施した部分がある)。坂上康俊「令集解」に引用された唐の格・格後勅について(『史淵』一二八、一九九一年) 九一―〇頁も参照。
- (63) 東野治之「律令と孝子伝」(『日本古代史科学』岩波書店、二〇〇五年、初出二〇〇〇年)。
- (64) 岩波律令五八九頁(吉田孝担当)。
- (65) 『唐律疏議』職制律31府号官称犯名条疏。
- (66) 唐永徽二年後某郷戸口帳(吐魯番出土文書)六、一一二―一六頁)などに「終制」が見え、『唐大詔令集』巻四・改元天宝赦に「孝悌者矜其在<sub>レ</sub>喪」とあり、孝悌中の者に令に違い雑役使に充てるのを禁じている。
- (67) 滋賀秀三「承重」について(『国家学会雑誌』七一―八、一九五七年)。
- (68) 関口裕子「律令国家における嫡庶子制について」(『日本古代家族史の研究』下、塙書房、二〇〇四年、初出一九六九年)。吉田孝「日本古代の嫡子制と「家」」(『山梨大学教育学部研究報告』三三、一九八一年、後に『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年、第三章「律令時代の氏族・家族・集落」)。なお、養老獄令22流移人条・48犯罪罪条にも「承重」の語があるが、いずれも継嗣令と同じ用法か。
- (69) 『大日本古文書』一、四八五頁。青木和夫「計帳と徭錢」(『日本律令国家論攷』岩波書店、一九九二年、初出一九六二年) 一〇八頁も参照。
- (70) 『令集解』喪葬令8親王一品条穴記に「終身課役无<sub>レ</sub>差科」。故謂<sub>レ</sub>之終身勿<sub>レ</sub>事」とあるのを参考すれば、「勿事」は課役の全免と同義と解釈されていたことがわかる。
- (71) 例えば、『唐大詔令集』巻六十六・封禪、開元十三年東封赦書など。また、曾我部静雄「日唐の詔勅に見える節婦の旌賞」(『中国社会経済史の研究』吉川弘文館、一九七六年、初出一九七四年)も参照。
- (72) 寺内浩「律令制支配と賑給」(『日本史研究』二四一、一九八二年)。
- (73) 佐竹昭「奈良・平安前期における皇位継承と恩赦」(『古代王権と恩赦』雄山閣出版、一九九八年、初出一九八〇年)。
- (74) 『令集解』本条古記。同所引判集も参照。
- (75) 武田佐知子「律令国家による儒教的家族道德規範の導入」(竹内理三編『古代天皇制と社会構造』校倉書房、一九八〇年) 三七―三九頁。
- (76) 寺崎保広「賦役令水旱条の成立」(『歴史』五七、一九八一年)など。
- (77) 『旧唐書』巻九十六・宋璟伝及び巻九十二・韋巨源伝で、貝州刺史宋璟が損免している事例。大津透「律令收取制度の特質」(『律令国家支配構造の研究』岩波書店一九九三年、初出一九八九年) 一八七頁。

- (78) 平中峇次「漢代の田租と災害による其の減免」(『中国古代の田制と税法』同朋舎、一九六七年、初出一九五九―一九六一年)。
- (79) 渡辺信一郎「天空の玉座」(柏書房、一九九六年)一五〇―一五九頁。
- (80) 橋本剛「賦役令水旱条の成立と構造」(『日本歴史』八二五、二〇一七年)。以下、橋本氏の説は全てこれによる。
- (81) 古尾谷知浩「漆紙文書にみる土地支配」(『漆紙文書と漆工房』名古屋大学出版会、二〇一四年、初出二〇一〇年)一〇一―一〇五頁。
- (82) 福井俊彦「靈龜三年五月十一日勅について」(『日本歴史』三八五、一九八〇年)。
- (83) 『続日本紀』養老元年(七一七)五月辛酉(二十二日)条に、「以大計帳・四季帳・六年見丁帳・青苗簿・輪租帳等式」を頒下於七道諸国」とある。また、『令集解』賦役令9水旱条古記に「苗簿式」が引用されており、これが靈龜の青苗簿式とされている。その後、『類聚三代格』諸使并公文事所取承和九年六月九日官符所引養老元年八月十日格に、今後は租の收納は青苗簿により、手実を提出させるとの同趣旨の格が出されている。
- (84) 『類聚三代格』諸使并公文事所取承和九年六月九日太政官符所引弘仁十年五月十六日太政官符で、諸国で青苗簿が作成されないことにより、租税徴収が正当に行なわれない状況が述べられている。
- (85) 佐藤泰弘「青苗簿についての基礎的考察」(采原永遠男・西山良平・吉川真司編『律令国家史論集』塙書房、二〇一〇年)、吉原啓「平安時代前期の青苗簿政策」(『日本史研究』六四〇、二〇一五年)。
- (86) 『類聚国史』延暦十九年五月癸丑(十六日)条でも、不三得七法の励行を指示している。
- (87) 『日本後紀』大同三年(八〇八)九月庚子(二十一日)条、『類聚国史』弘仁十年(八一九)七月辛丑(二十五日)条、『日本三代実録』貞観十四年(八七二)十一月十七日条など。
- (88) 『類聚三代格』損田并租地子事所取慶雲三年(七〇六)九月二十日勅より、慶雲元年格の対象が損七分以上戸であることがわかる。
- (89) 下野と讃岐は国司の申請により大國に準じ損七分以上戸を四十九戸までを認められ、延喜民部式上36戸損条に規定されている。『日本三代実録』貞観五年(八六三)五月二日甲子条、同元慶三年(八七九)二月二十六日丙戌条。
- (90) 『続日本後紀』承和五年(八三八)十月癸巳(九日)条も参照。
- (91) 以上、『政事要略』卷六十・交替雜事(例損戸率事)(『類聚三代格』調庸事も)所取貞観十二年(八七〇)十二月二十五日太政官符。
- (92) これに準ずるものとして、『続日本後紀』承和二年(八三五)三月丁巳(十二日)条で設定された後太上天皇御封二千戸、皇太后御封一千戸について、「若当有損年、以レ公相補、令三全進レ之」とした。また、『北山抄』卷十・吏途指南(給復事)にも、「院宮御封准、異損例、可三填進、賦」とある。
- (93) 『続日本後紀』嘉祥元年(八四八・承和十五年)六月庚子(十三日)条。
- (94) 『続日本紀』同日条。
- (95) 『天日本古文書』二二・二七五頁。
- (96) 曾我部静雄「復について」(『日本歴史』四一四、一九八二年)。ただし、曾我部氏が復の本義を力役免除に限定する点は、少なくとも唐代にはあたらないう。
- (97) この他、『続日本紀』神護景雲三年(七六九)正月己亥(三十日)条、二月丙辰(十七日)条など。
- (98) 『続日本紀』宝龜七年(七七六)十二月丁酉(十四日)条、同延暦元年(七八二)五月甲午(十二日)条など。
- (99) 『日本後紀』弘仁二年(八一二)七月乙未(三日)条。
- (100) 『日本後紀』弘仁二年閏十二月辛丑(十一日)条。また、同弘仁二年閏十二月己酉(十九日)条にも「出羽国百姓賜復三年」。労働役也」とある。
- (101) 『吐魯番出土文書』六、一一二―一一六頁。
- (102) 『天谷文書集成』壹(法蔵館、一九八四年)一四一七号(図版九六)。
- (103) 石見清裕「唐代内附民族対象規定の再検討」(『東洋史研究』六八一、二〇〇九年)七一―二頁。
- (104) 大津透「日本」の成立と律令国家」(『日本古代史を学ぶ』岩波書店、二〇〇九年、初出二〇〇四年)五四―五八頁。
- (105) 大津透「近江と古代国家」(『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三年、初出一九八七年)。
- (106) 森公章「古代日本における対唐観の研究」(『古代日本の対外認識と通交』吉川弘文館、一九九八年、初出一九八八年)四五―四八頁。
- (107) 『令集解』賦役令16外蕃還条古記所引靈龜三年(養老元・七一七)十一月八日太政官符。『続日本紀』同日条も参照。
- (108) 濱口重國「唐の白直と雑徭と諸々の特定の役務」(『史学雑誌』七八―二、一九六九年)八一―〇頁。
- (109) 本稿は唐賦役令の体系的継受(すなわち大宝令の成立)を出発点として、律令租税免除制度の構造とその展開の解明に課題を設定しているが、唐制の受容以前の段階における日本で、諸負担の免除が民衆支配の正当性を示すために行なわれていた可能性については別途検討を要する。今後の課題として明記しておきたい。
- (110) ここでは大宝令施行以降を対象とする。大宝令以前の租税免除記事については青木和夫前掲註(2)論文を参照。
- (111) 寺内浩前掲註(72)論文。
- (112) 野尻忠「律令制下の賑給使と地方支配機構」(『史学雑誌』一一〇―九、

- (113) さらに、右の分類に含まれない、D報償・対価としての免除がある。具体的には対馬貢金や軍役・造都などの事業に参加した者への免除であり、先に見た強制移住等に伴う給復もこれに含まれるが、再生産維持や天人相関思想とは目的が異なる点で、上記の分類と一応区別されなければならない。ただし詳細は別の機会に論じることとし、本稿ではこれらの免除は扱わず、表3からも除外している。
- (114) 丸山裕美子「古代の天皇と病者」(『岩波講座 天皇と王権を考える 8 コスモロジーと身体』岩波書店、二〇〇二年)。
- (115) 仁藤敦史「古代王権と行幸」(『古代王権と官僚制』臨川書店、二〇〇〇年、初出一九九〇年)。
- (116) なお、唐にも皇帝の行幸先で恩赦や給復などを行なった例があり(例えば『旧唐書』卷三・太宗本紀貞観四年(六三〇)十月壬辰条など)、こうした唐皇帝の姿が日本に受容された可能性がある。
- (117) B型免除の初見は『日本書紀』天智五年(六六六)是秋条。
- (118) 坂上康俊「発日勅・奏抄事項と論奏事項」(『史淵』一三八、二〇〇一年)など。
- (119) 佐藤宗諱『平安前期政治史序説』(東京大学出版会、一九七七年)。
- (120) 有富純也「百姓撫育と律令国家」(『日本古代国家と支配理念』東京大学出版会、二〇〇九年、初出二〇〇三年)。
- (121) 黒羽亮太「救急料と九世紀賑給財源の再検討」(『日本史研究』六四五、二〇一六年) 一九頁。
- (122) 長山泰孝「調庸違反と対国司策」(『律令負担体系の研究』塙書房、一九七六年、初出一九六九年)。
- (123) 『日本後紀』弘仁二年(八一二)五月丁未(十四日)条で、飛驒工の逃亡は調庸未進と同じであるとして、調庸と同様に返抄を検して解由を拘ずるとしており、この項までに調庸未進がある場合には解由を留める制度となっていたらしい。
- (124) 北條秀樹「文書行政より見たる国司受領化」(『日本古代国家の地方支配』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九七五年) 一三頁も参照。
- (125) 『続日本後紀』承和九年(八四二)七月丙午(十四日)条。
- (126) 『日本三代実録』貞観四年(八六二)七月十五日条にも「下三知五畿七道諸国、進三会救帳、程、准三不与解由状之期」とある。これは延喜交替式190条に「凡造三進会救帳、程、准三不与解由状、前後共署、限内言上」と継承されている。
- (127) 朝野群載研究会編『朝野群載』卷二十六、校訂と註釈(一)。(『東京大学日本史学研究室紀要』二二、二〇一七年) ⑤文書。
- (128) 『日本三代実録』天安二年(八五八)十一月十三日庚午条。
- (129) 『類聚三代格』調庸事所収寛平五年(八九三)五月十七日太政官符に引用する承和十三年八月十七日格に「計三未進之數三毎年徴三十分之一」とある。
- (130) 田租・雑徑の半免の事例は、『日本紀略』康保二年(九六五)十一月二十五日条(天変)、同康保三年九月九日条(洪水)、同貞元二年(九七七)五月二十三日条、天元四年(九八一)三月二十三日条、同長保二年(一〇〇〇)七月三日条(以上、内裏造営)などがある。
- (131) 出典はそれぞれ『日本紀略』延喜十五年(九一五)十月二十六日条、同貞元元年(九七六)六月九日条、同天元三年(九八〇)十一月二十八日条、『東宮元服祝文』天元五年五月十九日(『大日本史料』)、『政事要略』卷五十一・交替雑事(調庸未進所収丹波国守藤原為雅問も)、『小右記』寛仁三年(一〇一九)八月二十八日条、『左経記』寛仁四年四月二十二日条、『類聚符宣抄』第三・疾疫も、同長元五年(一〇三二)三月五日条。また、『北山抄』卷十・吏途指南(臨時申請雑事)により、康保二年(九六五)の常陸介清光の給復申請時の例として、応和元年(九六一)以前の調庸未進を免除した詔の存在が知られる。
- (132) 有富純也「撰関期の地方支配理念と天皇」(『日本古代国家と支配理念』東京大学出版会、二〇〇九年、初出二〇〇七年)。
- (133) 早川庄八「律令国家・王朝国家における天皇」(『天皇と古代国家』講談社、二〇〇〇年、初出一九八七年) 二二〇頁。
- (134) 『朝野群載』卷三・文筆下、対馬貢銀記では、対馬の銀の年輸は二二〇〇両とされている。
- (135) 続文については、谷口昭「続文攷」(『法制史研究』二二、一九七二年)を参照。
- (136) 『政事要略』卷六十・交替雑事(損戸交易)所収延長四年(九二六)十二月五日太政官符。延喜主計式下21損戸条として定着している。
- (137) 『小右記』万寿二年(一〇二五)十一月二十九日条で、播磨国の給復申請について左中弁経頼に下し例を続がせているように、給復申請の解文には先例の続文が作成された。この申請は十二月十六日条で裁許されている。

(国立歴史民俗博物館、リサーチアシスタント)  
(二〇一七年二月二〇日受付、二〇一八年六月四日審査終了)



表3 六国史に見える租税免除の実例一覧

No.	年月日	西暦	天皇	免除対象・条件	免除理由	範囲	分類
1	大宝元.10.9	701	文武	紀伊国の今年の租・調・正税利(武漏郡のみ正税本稲も)	行幸	1国・1郡	A
2	大宝元.10.20	701		行幸に従った諸国の騎士の調・庸, 担夫の田租	行幸	特定国	A
3	大宝2.4.8	702		祥瑞を出した郡の百姓に給復, 諸国に田租全免・庸半減	祥瑞	全国・特定郡	A
4	大宝2.6.6	702		大倭国吉野郡・宇知郡の百姓を復す		2郡	C
5	大宝2.10.10	702		行幸通過国の今年の田租	太上天皇行幸	特定国	A
6	大宝2.11.25	702		行幸に従った騎士の調	太上天皇行幸	個人	A
7	大宝3.7.5	703		京畿内・大宰府管内諸国の調を半免, 天下の庸を全免	災異	京畿内大宰府・全国	B
8	慶雲元.5.10	704		祥瑞を出した郡の当年の調	改元	特定郡	A
9	慶雲元.10.5	704		課役・当年の田租	水旱	全国?	B
10	慶雲2.4.3	705		天下諸国の正税利を全免, 庸を半免	水旱	全国	B
11	慶雲2.8.11	705		諸国の調を半免	災異	全国	B
12	慶雲2.9.26	705		越前の祥瑞を出した郡の百姓に復1年を給う	祥瑞	特定郡	A
13	慶雲2.10.26	705		五道(山陽・西海道以外)諸国の当年の調を半免	(賑恤)	5道	B
14	慶雲3.7.28	706		西海道諸国の大風の被害甚大なる者の調役	大風	個人	C
15	慶雲3.10.15	706		行幸に従った諸国の騎兵660人の庸・調および戸内田租	行幸	個人	A
16	慶雲4.7.17	707	京畿内・大宰府管内内国の今年の調, 天下の今年の田租	即位	京畿内大宰府・全国	A	
17	和銅元.正.11	708	孝子・順孫・義夫・節婦に優復3年, 武蔵国の今年の庸, 秩父郡の庸	改元	孝子等・1国・1郡	A	
18	和銅元.9.22	708	行幸通過国の百姓の調	行幸	行幸通過国	A	
19	和銅元.9.27	708	大倭国添上・添下郡の今年の調	行幸	2郡	A	
20	和銅5.9.3	712	祥瑞を出した郡の庸免除, 祥瑞を得た戸に給復, 天下の今年の田租, 大和・河内・山背の調	祥瑞	特定郡・特定戸・全国・3国	A	
21	和銅6.11.1	713	伊賀・伊勢・尾張・参河・出羽の調庸	大風	5国	A	
22	和銅7.6.28	714	孝子・順孫・義夫・節婦に終身優復	首皇子元服?	孝子等	A	
23	和銅7.10.1	714	美濃・武蔵・下野・伯耆・播磨・伊予の当年の租調	大風	6国	C	
24	霊亀元.9.2	715	孝子・順孫・義夫・節婦に終身優復, 天下の今年の租	即位	孝子等・全国	A	
25	養老元.9.22	717	不破郡・当耆郡の今年の田租, 方県郡・務義郡の行宮に供した百姓の租	行幸	2郡・2郡	A	
26	養老元.9.27	717	志我郡・依智郡の今年の田租, 行宮に供する百姓の租	行幸	2郡・個人	A	
27	養老元.11.17	717	孝子・順孫・義夫・節婦に終身優復, 当耆郡の来年の調・庸, 美濃国他郡の庸	改元・行幸	孝子等・1郡・1国	A	
28	養老元.11.21	717	河内国の今年の調	行幸	1国	A	
29	養老5.3.7	721	左右京・畿内の今年の調, 七道の当年の役	水旱	京畿内・7道	B	
30	養老6.8.14	722	天下諸国の当年の田租	旱	全国	B	
31	養老7.10.23	723	大和国の祥瑞を出した郡の今年の租調	祥瑞	特定郡	A	
32	神亀元.2.4	724	孝子・順孫・義夫・節婦に終身優復, 天下の兵士の今年の調半減, 京畿内は全免	即位	孝子等・全国・京畿内	A	
33	神亀元.10.16	724	紀伊国百姓の今年の調庸, 名草・海部郡の田租	行幸	1国・2郡	A	
34	神亀3.9.12	726	天下の今年の田租	豊作	全国	A	
35	天平元.8.5	729	左右京の今年の田租, 在京僧尼の父の今年の租賦, 大宰府までの路次の駅戸の租調, 神亀3年以前の未納官物, 祝部の今年の田租	改元・祥瑞	左右京・個人・特定駅戸・祝部	A	
36	天平3.8.25	731	京・諸国の今年の田租半免, 淡路・阿波・讃岐・隠岐は租と天平元年以前の公私未納出挙稲	豊作	全国・4国	A	
37	天平3.12.21	731	甲斐国の今年の庸, 祥瑞が出た郡の庸・調	祥瑞	1国・特定郡	A	
38	天平6.3.16	734	難波宮に供奉する東西2郡の今年の田租・調, 他の10郡の調	行幸	1国	A	
39	天平6.4.3	734	河内国安宿・大県・志紀郡の今年の田租	行幸	3郡	A	
40	天平7.8.23	735	大宰府管内の今年の調	疫病	大宰府	C	
41	天平7.閏11.17	735	孝子・順孫・義夫・節婦に終身優復	疫病	孝子等	B	
42	天平8.10.22	736	大宰府管内の今年の田租	公事繁多・疫病	大宰府	C	
43	天平8.11.19	736	京畿内・二監の今年の田租	不作	京畿内・2監	B	
44	天平9.8.13	737	天下の今年の租賦・百姓の公私出挙稲(公稲は天平8年以前, 私稲は天平7年以前)	疫病	全国	B	
45	天平10.正.13	738	祥瑞を出した郡の今年の庸	阿倍内親王立太子・祥瑞	特定郡	A	
			元明				
			元正				
			聖武				

No.	年月日	西暦	天皇	免除対象・条件	免除理由	範囲	分類
46	天平10.10.3	738	聖武	京畿内・二監の今年の田租		京畿内・二監	
47	天平11.3.21	739		祥瑞を出した郡の今年の調・庸, 他郡の庸	祥瑞	1国	A
48	天平12.11.4	740		伊勢国の今年の租	行幸	1国	A
49	天平13.8.15	741		佐渡国の当年の田租・調庸	長雨	1国	C
50	天平13.9.4	741		左右京百姓の調租, 畿内の田租	遷都	京畿内	A
51	天平13.9.8	741		大養徳・伊賀・伊勢・美濃・近江・山背の行宮に供奉した郡の今年の調	行幸(遷都)	6国特定郡	A
52	天平14.11.5	742		左右京・畿内の今年の田租	造都?	京畿内	A
53	天平15.9.21	743		甲賀郡の調庸を畿内に準拠, 当年の田租	遷都	1郡	A
54	天平17.4.27	745		天下の去年の田租	巡察使復命	全国	A?
55	天平18.3.7	746		天下正六位上の戸の田租, 祥瑞が出た郡の租調	祥瑞	個人・1郡	A
56	天平18.10.5	746		日向国の調・庸	雨風	1国	C
57	天平19.7.7	747		左右京の今年の田租	旱	左右京	C
58	天平20.10.28	748		京畿内・七道諸国の田租	不作?	全国	B
59	天平勝宝元.5.27	749		孝子・順孫・義夫・節婦に終身優復, 陸奥国の3年の調・庸, 小田郡は永免(年限は後勅を待つ), 諸国は国別に1年ごとに2郡の調庸, 天下の田租		孝子等, 1国, 全国	B
60	天平勝宝2.4.4	750	畿内の今年の調	葉師経に帰依	畿内	A	
61	天平勝宝5.12.11	753	摂津国の高潮の被害に遭った諸郡の今年の田租	高潮	1国特定郡	C	
62	天平勝宝5.12.13	753	西海道諸国の今年の田租	不作	西海道		
63	天平勝宝8.3.2	756	河内・摂津の田租	行幸	2国	A	
64	天平勝宝8.5.2	756	天下の今年の田租	聖武延命祈願	全国	A	
65	天平宝字元.4.4	757	孝謙	東大寺匠丁, 造山陵司役夫, 左右京・畿内・伊賀・尾張・近江・丹波・丹後・但馬・播磨・美作・備前・紀伊の兵士, 防人・鎮兵・衛士・火頭・仕丁・鼓吹戸人・輪車戸頭の今年の田租	聖武葬儀・大炊王立太子	雑任等	A
66	天平宝字元.8.18	757	天平勝宝元年5月の制でまだ順番が回っていない郡の調庸を免除, 全国の雑徭を半減(後に旧に復す), 天下の田租を半免(寺神封は除く), 祥瑞を献じた郡の百姓に給復	改元・祥瑞	全国・特定郡	A	
67	天平宝字2.2.27	758	大和国の今年の調	祥瑞	1国	A	
68	天平宝字2.8.1	758	百官司人, 兵士, 鎮兵, 伝馬戸の今年の田租	即位	雑任等	A	
69	天平宝字3.11.2	759	今年の田租	大風	京内か	C	
70	天平宝字5.正.7	761	大和国百姓の今年の調	平城宮還御	1国	A	
71	天平宝字7.正.15	763	天平宝字5年以前の備賞不能の公私出挙稲(私出挙は利稲のみ), 左右京・畿内・近江の兵士の天平宝字田6年の田租	不作	全国・京畿内近江	B	
72	天平宝字7.8.1	763	左右京・畿内・七道諸国の今年の田租	水旱	全国	B	
73	天平宝字8.10.16	764	天下の今年の租	押勝の乱・水旱	全国	B	
74	天平神護元.3.2	765	去年不熟の国は収穫状況を見てから徴収, 備前・備中・備後は正税未納を免除	不作	特定国・3国	B・C	
75	天平神護元.3.4	765	参河・下総・常陸・上野・下野の今年の調・庸10分の7.8を免除	旱	5国	C	
76	天平神護元.10.22	765	紀伊国の今年の調・庸, 名草・海部郡の調・庸・田租	行幸	1国	A	
77	天平神護元.閏10.3	765	河内・和泉の今年の調, 大県・若江・大鳥・和泉・日根郡は田租も	行幸	2国	A	
78	天平神護2.6.3	766	日向・大隅・薩摩の柵戸の調庸	大風	3国特定戸	C	
79	天平神護2.6.26	766	左右京・大和国の天平神護元年の未納田租	不作	京・1国	C	
80	神護景雲元.8.16	767	称徳	孝子・順孫・義夫・節婦・力田の終身の田租全免, 天下諸国の今年の田租半免	改元・祥瑞	孝子等・全国	A
81	神護景雲元.12.16	767	美濃の百姓の租税	旱	1国	C	
82	神護景雲2.3.10	768	左右京・畿内の天平神護2年の未納田租		京畿内	B?	
83	神護景雲2.6.21	768	武蔵国の天平神護2年以前の未納正税, 久良郡の田租3分の1	祥瑞	1国	A	
84	神護景雲2.9.11	768	肥後・日向の今年の庸, 祥瑞が出た郡の調庸	祥瑞	2国・特定郡	A	
85	神護景雲3.10.30	769	河内国の今年の調, 大県郡・若江郡の田租, 安宿郡・志紀郡の田租の半分	河内職設置	1国	A	
86	宝亀元.5.11	770	伊予・肥後の神護景雲3年以前の未納正税, 祥瑞が出た郡の田租三分之一	祥瑞	2国・特定郡	A	
87	宝亀元.10.1	770	孝義人に優復, 天下の田租	改元・祥瑞	孝義人・全国	A	
88	宝亀2.閏3.18	771	光仁	壱岐島の田租三分之一	祥瑞	1国	A
89	宝亀3.10.10	772	豊後国速見郡畝見郷の調・庸	山崩れ	1郷	C	
90	宝亀3.11.11	772	京畿七道の田租	大風	全国	B	

No	年月日	西暦	天皇	免除対象・条件	免除理由	範囲	分類
91	宝亀6.11.7	775	光仁	日向・薩摩の寺神戸も含めた今年の調・庸	風雨	2国	C
92	宝亀7.閏8.28	776		壱岐島の当年の調	風による不作	1国	C
93	宝亀7.10.11	776		陸奥国の当年の田租	征戦	1国	C
94	宝亀8.9.15	777		陸奥国の当年の調・庸・田租	蝦夷征伐	1国	C
95	宝亀10.8.19	779		鰥寡孤独の自存不能者の今年の田租	不明	弱者	A?
96	宝亀11.正.19	780		天下百姓の今年の田租, 宝亀10年以前の未納正税(神寺の稲も含む)	不明	全国	A?
97	天応元.正.1	781	桓武	皆麻呂のもとから逃亡した者に復3年, 征夷軍従軍者の戸の当年の田租, 孝子・順孫・義夫・節婦に終身優復	改元・祥瑞	個人	A
98	天応元.4.15	781		天下の今年の田租	即位	全国	A
99	延暦2.6.1	783		出羽国雄勝郡・平鹿郡に復3年	戦乱	2郡	C
100	延暦2.10.16	783		河内国交野郡の今年の田租	行幸	1郡	A
101	延暦4.5.19	785		正六位上の当戸の今年の田租, 山背国の今年の田租	祥瑞・遷都	個人・1国	A
102	延暦7.正.15	788		孝子・順孫・義夫・節婦に終身優復	安殿親王(皇太子)元服	孝子等	A
103	延暦9.閏3.16	790		天下百姓の延暦3年以前の未納正税(神・寺の稲含む), 未進調庸	天災	全国	B
104	延暦9.9.13	790		京・畿内の今年の田租(神・寺の租含む)	疫病・飢饉	京畿内	B
105	延暦9.11.27	790		坂東諸国の今年の田租	軍役・疫病・旱	坂東国	B
106	延暦13.10.28	794		山城国愛宕郡・葛野郡の今年の田租	平安京遷都	2郡	A
107	延暦18.6.5	799		被害甚大な美作・備前・備後・南海道諸国・肥前・豊後の去年の田租	不作	11国	B
108	延暦18.6.26	799		山城国乙訓郡・葛野郡・愛宕郡の負租		3郡	C
109	延暦18.7.23	799		備中国の去年の田租	風旱	1国	C
110	延暦18.9.13	799		信濃国伊那郡の阿智駅の駅子の調・庸を永免	道路險難	雑任	C
111	延暦18.11.8	799		淡路国の今年の調・庸	災害	1国	C
112	延暦19.11.2	800		言上国の田租	不作	言上国	C
113	延暦21.9.3	802		伊賀・伊勢・尾張・参河・遠江・駿河・伊豆・甲斐・武蔵・上総・下総・常陸・近江・美濃・上野・下野・越前・越中・能登・越後・丹波・丹後・但馬・因幡・伯耆・出雲・石見・周防・長門・伊予・土佐の損田の百姓の租税を免除して調を徴収する	富士山噴火か	31国	C
114	延暦21.9.28	802		河内国の今年の田租		1国	C
115	延暦22.閏10.27	803	栗太郡・甲賀郡・蒲生郡の今年の田租		3郡	C	
116	延暦23.10.27	804	越前・能登の今年の調10分の7	桑麻損	2国	C	
117	延暦24.12.7	805	伊賀・伊勢・尾張・近江・美濃・若狭・越前・越中・丹波・丹後・但馬・因幡・播磨・美作・備前・備中・備後・紀伊・阿波・讃岐・伊予の当年の庸	造営	21国	C	
118	大同元.5.18	806	平城	天下の言上せる未納	即位・改元	全国	A
119	大同元.8.4	806		畿内の水害被害にあった百姓の調・徭	水害	畿内	B
120	大同元.11.6	806		伊賀・紀伊・淡路の田租を今年から6年間免4取6とする, 筑前・肥前は2年間, 筑後・肥後・豊前・豊後・日向・大隅・薩摩・壱岐は1年間の田租	不作・水旱疫病	3国・大宰府	C
121	大同元.11.7	806		備後・安芸・周防の田租を6年間免4取6とする	民の疲弊	3国	C
122	大同2.正.12	807		丹後国加佐郡の百姓の租・調	水害	1郡	C
123	大同3.5.10	808		畿内七道諸国の飢疫を言上する諸国の今年の調	飢疫	全国	C
124	大同3.5.19	808		播磨・備中・備後・安芸・周防の延暦4年以降24年以前の庸・雑米の未進について, 代として穎稻を収納して正税に混合する。	観察使奏言	5国	C
125	大同4.7.1	809		大同4年4月28日の大赦により, 懈怠国司が免除される矛盾を指摘し, 大同元年以前の調庸・雑米の未進は数により催進させ, その他の雑物未納・未進は, 恩詔の前であればすべて免除する。	観察使奏言	全国	A
126	弘仁2.7.3	811	嵯峨	出羽国の鎮兵に復3年	辺境による民力疲弊	1国鎮兵	C
127	弘仁2.11.9	811		伊勢国の今年の田租	大嘗祭供奉, 神宮造営, 薬子の変, 斎王の迎送など	1国	C
128	弘仁3.2.2	812		陸奥国の去年の調・庸	征夷軍40日以上を役す	1国	C

No.	年月日	西暦	天皇	免除対象・条件	免除理由	範囲	分類	
129	弘仁4.6.2	813	嵯峨	石見・安芸の民の通租	大水	2国	C	
130	弘仁4.10.不明	813		筑後・肥前・豊前・薩摩・大隅の民の租・調	大風	5国	C	
131	弘仁5.11.9	814		出雲国の田租	賊乱・蕃客	1国	C	
132	弘仁6.5.14	815		薩摩国の調・庸・田租	蝗	1国	C	
133	弘仁6.7.25	815		左右京・畿内の今年の田租	大雨	京畿内	B	
134	弘仁9.8.19	818		地震の被災地の今年の租・調	地震	特定国	B	
135	弘仁9.9.10	818		畿内七道諸国の言上せる弘仁8年以前の未納租税, 左右京の去年以降の未納租	災害	全国	B	
136	弘仁10.7.25	819		安芸国の田租10分の4の免除を4年間延長	不作か	1国	C	
137	弘仁10.11.3	819		薩摩国の田租	蝗	1国	C	
138	弘仁11.8.5	820		因幡・伯耆・石見・安芸の未納稲49万9千束を免除		4国	C	
139	弘仁12.10.24	821		河内国の被災した郡に復3年, 最も貧下の者の未納租税・租税, 山城・摂津の被災者の今年の租税	水害	3国	B	
140	弘仁13.閏9.20	822		7月28日の恩赦で天下の雑徭免除		全国	B?	
141	弘仁14.5.20	823		淳和	孝子・順孫・義夫・節婦に終身優復	撫育	孝子等	A
142	弘仁14.7.19	823			長門国の当年の庸	鑄銭の勞・旱疫	1国	C
143	弘仁14.7.20	823	参河・遠江の当年の庸		旱疫	2国	C	
144	弘仁14.8.2	823	弘仁12年以前の調庸未進		皇太子元服?	全国	A	
145	弘仁14.10.28	823	紀伊国の民の庸		不作	1国	C	
146	天長2.4.7	825	弘仁13・14年の調庸未進		災異	全国	B	
147	天長3.12.30	826	祥瑞を発見した白丁の当戸の今年の調・庸, 孝子・順孫・義夫・節婦に終身優復		祥瑞	個人・孝子等	A	
148	天長8.10.26	831	安芸国の当年の田租を不四得六とする		不作	1国	C	
149	天長10.3.6	833	孝子・順孫・義夫・節婦に終身優復		即位	孝子等	A	
150	承和元.10.2	834	祥瑞を発見した白丁の当戸の今年の調・庸, 孝子・順孫・義夫・節婦に終身優復		祥瑞	個人・孝子等	A	
151	承和4.3.7	837	尾張国の課口3分の1に優復		氾濫	1国	C	
152	承和4.8.29	837	陸奥国の課丁3269人に復5年		その情を安慰す	1国	C	
153	承和5.4.13	838	筑前・筑後・肥前・豊後の窮貧者を選び復1年		疫病・造船	4国(5国?)個人	C	
154	承和5.11.27	838	承和4年以前の言上せる租税未納		皇太子元服	全国	A	
155	承和6.3.4	839	仁明	陸奥国百姓30858人に復3年	疲弊	1国	C	
156	承和7.6.16	840		畿内七道諸国の承和2年以前の調・庸未進, 東海・東山・山陽道の駅戸の3年間の田租	不作	全国・3道	B	
157	承和8.2.13	841		出羽国の百姓20668人に復1年	不作・飢饉	1国	C	
158	承和9.8.27	842		承和9年8月27日以前の解由未得者は已言上・未言上ともに免除, 会救帳の作成, 承和2年以前の雑米・雑穀, 承和5年以前の雑交易未進も停留	恩赦	全国	A	
159	嘉祥元.6.13	848	天下の今年の田租の半分, 徭役10日(既に役している場合は来年を折免), 祥瑞が出た郡は今年の田租全免, 孝子・順孫・義夫・節婦に終身優復	改元・祥瑞	全国・特定郡・孝子等	A		
160	嘉祥3.4.17	850	文徳	諸国の言上せる承和9年以前の未納租税	即位	全国	A	
161	嘉祥3.9.15	850		摂津国嶋上郡の今年の調, 美作国英多郡・石見国安農郡・備前国磐梨郡の当年の庸, 天下の祝部の租, 畿内七道諸国の承和6年以前の調・庸未進	祥瑞?	特定郡・2郡・全国	A	
162	嘉祥3.11.23	850		出羽国の被災甚大で自存不能者の租・調	災害?	1国	C	
163	仁寿元.8.14	851		京畿内の今年の調	災害	京畿内	B	
164	仁寿元.12.15	851		出雲国飯石郡・仁多郡の百姓に復1年		2郡	C	
165	仁寿元.12.25	851		遠江国城飼郡の百姓に復1年		1郡	C	
166	仁寿2.7.13	852		遠江国城飼郡の貢賦		1郡	C	
167	仁寿2.7.19	852		肥前・豊後の貧民16000余口に給復		2国	C	
168	仁寿3.4.26	853		天下の州郡の承和10年以前の調・庸未進および当年の雑徭10日	除災?	全国	B	
169	仁寿3.8.10	853		伯耆国の百姓に復1年		1国	C	
170	仁寿3.10.16	853		安芸国佐伯郡・山県郡・沙田郡の今年の徭役	窮民救済	3郡	C	
171	斉衡元.2.15	854		尾張国の課口3分の1に優復	水害	1国	C	
172	斉衡元.4.26	854		肥前・豊後の貧民9000余人に復1年		2国	C	

No	年月日	西暦	天皇	免除対象・条件	免除理由	範囲	分類
173	齊衡元.9.29	854	文徳	陸奥国の百姓に復1年		1国	C
174	齊衡元.11.30	854		祥瑞が出た郡の当年の雑徭	改元・祥瑞	特定郡	A
175	齊衡2.10.19	855		出羽国の困窮者19000余口に給復		1国	C
176	天安元.2.21	857		美作・常陸の百姓の当年の雑徭20日、祥瑞が出た苦田郡の今年の調、真壁郡の今年の庸、天下の今年の雑徭半分、孝子・順孫・義夫・節婦に終身優復	改元・祥瑞	2国・特定郡・全国・孝子等	A
177	天安2.11.7	858		内外官解由未得者を免除、天下百姓の雑徭の半分、仁寿元年以前の調・庸未進	即位	全国	A
178	貞観3.6.9	861		伯耆国八橋郡・汗入郡・会見郡・日野郡に復2年	水害	4郡	C
179	貞観4.2.16	862		出雲国出雲郡・大原郡の1年の課役	風水・霜	2郡	C
180	貞観4.5.23	862		美濃国土岐郡・恵奈郡に復1年		2郡	C
181	貞観4.7.2	862		常陸国河内郡・信太郡・鹿島郡・那賀郡・多珂郡に復2年	水旱疾疫	5郡	C
182	貞観5.6.21	863		美濃国土岐郡・恵奈郡の1年の課役		2郡	C
183	貞観5.10.17	863	出雲国の百姓の1年の課役		1国	C	
184	貞観6.正.7	864	孝子・順孫・義夫・節婦に終身優復、天下百姓の雑徭10日	天皇元服?	孝子等・全国	A	
185	貞観6.10.1	864	出雲国仁多郡・飯石郡の2年の課役	農蚕よろしからず	2郡	C	
186	貞観6.11.22	864	下総国葛飾郡・印旛郡・相馬郡・埴生郡・猿嶋郡の2年の調・庸	水旱	5郡	C	
187	貞観7.2.10	865	天安2年以前の未納租税	撫育?	全国	B	
188	貞観7.8.17	865	備後国神石郡・奴可郡・甲努郡・恵蘇郡・世良郡・三谿郡・三次郡・三上郡の課役を4年間に4郡ずつ免除	旱等	8郡	C	
189	貞観7.12.9	865	武蔵国に復1年	旱霜	1国	C	
190	貞観8.10.8	866	備中国哲多郡・英賀郡に復2年	旱疫	2郡	C	
191	貞観9.7.22	867	清和 美作国大庭郡・真嶋郡の百姓の1年の課役	山谷の百姓の疲弊	2郡	C	
192	貞観11.6.26	869	天安2年以前の調・庸・米の未進	恩赦	全国	A	
193	貞観11.11.21	869	安芸国の当年の田租五分	旱	1国	C	
194	貞観11.12.2	869	山城国の当年の田租五分	旱	1国	C	
195	貞観11.12.9	869	能登国羽咋郡・能登郡・鳳至郡・珠洲郡の新附百姓498人に復1年		4郡	C	
196	貞観12.10.25	870	伯耆国河村郡・久米郡・会見郡・日野郡の百姓に復1年	飢疫	4郡	C	
197	貞観12.12.17	870	常陸国信太郡・那珂郡の百姓1200人に給復	旱飢	2郡	C	
198	貞観13.6.8	871	美濃国土岐郡・恵奈郡の調・庸復1年		2郡	C	
199	貞観14.11.17	872	大和・因幡の当年の田租を不四得六段とする	不作	2国	C	
200	貞観15.9.25	873	遠江国引佐郡・長上郡の百姓に復1年		2郡	C	
201	貞観15.12.17	873	但馬国城崎郡の百姓困窮者747人備後国百姓困窮甚大者14郡7413人に復1年	旱澇・疲弊	2郡・14郡	C	
202	貞観16.10.23	874	被災した郡の当年の雑徭	災害	特定郡	B	
203	貞観16.11.25	874	陸奥国小田郡・牡鹿郡の百姓に復2年		2郡	C	
204	貞観16.11.27	874	参河・因幡の当年の租5分	風水	2国	C	
205	貞観17.10.10	875	安芸国遠管駅の駅子の当年の調		雑任	C	
206	貞観17.11.28	875	伊勢国の去年の田租8分	風水	1国	C	
207	元慶元.正.1	877	貞観7年以前の調・庸未進	即位	全国	A	
208	元慶元.2.4	877	讃岐の民の雑徭10日	大極殿造営	1国	C	
209	元慶元.4.16	877	尾張・但馬・備後の当年の雑徭10日、葦田郡の今年の調、春部郡・養父郡の当年の庸	祥瑞	3国・1郡・2郡	A	
210	元慶3.10.20	879	越前国貞観14年損戸調丁1050、庸丁380、中男69人を追免		1国	C	
211	元慶4.2.25	880	陽成 出羽国の調・庸1年を復す(2年を申請)	蝦夷と雑居、不作など	1国	C	
212	元慶5.2.26	881	出羽国雄勝郡・平鹿郡・山本郡の1年の調・庸		3郡	C	
213	元慶5.5.2	881	下野国を大国の例に準じ損戸49戸を免除する		1国	C	
214	元慶5.10.16	881	紀伊国の年々の大帳勘出百姓162人を免除		1国	C	
215	元慶6.正.7	882	孝子・順孫・義夫・節婦に終身優復、貞観7年以前の未納租税	天皇元服?	孝子等・全国	A	
216	元慶8.2.23	884	光孝 貞観18年以前の調・庸未進・租税未納	即位	全国	A	

※ 出典は「備考」で断らない限り六国史・類聚国史・日本紀略。

※ 「分類」は、A = 中央政府側の事情、B = 民衆側の事情、C = 一国単位の事情(主として国側の申請と思われる)、空欄は不明。

---

tion through provincial governors. In the 10th century, this exemption was reinterpreted as a privilege for top-ranking provincial governors. Meanwhile, the idea that tax exemptions were privileges given by the emperor lasted until the Insei Period. This may be interpreted as the final result of the ancient state.

Key Words: Tax exemptions, Tensei Law, Buyaku Ryō, craft produce and corvée labor tax system, Confucianism

---

## A Study of the Ritsuryō Tax Exemption System

KANBE Kōsuke

This paper examines the ancient Japanese state's tax exemption system in terms of its legal and practical aspects to elucidate the characteristics and developments of the sovereignty of the Ritsuryō polity over the people.

The tax exemptions provided by the Buyaku Ryō, a taxation law under the Ritsuryō system, can be categorized into four types: (1) status-based privileges; (2) exemptions for general people assigned to specific positions; (3) exemptions based on Confucianism; and (4) exemptions granted to maintain the reproductive capacity of the people. Although this exemption structure was modeled after that of Tang's taxation law, some alterations were made according to the unique conditions of the Japanese Ritsuryō state. For example, the Exemptions (1) were given to those positioned in the Fifth Rank or above and descended from the clans that had dominated the Kinai Region before the Ritsuryō system was established. Moreover, the Exemptions (2) were applied only to those assigned to low-ranking official positions set under the control of the central polity and not to those assigned to low-ranking local official positions set based on the labor levy structure of provincial lords. On the other hand, the Exemptions (3) and (4) were based on the ancient Chinese concepts of patriarchal leadership and good and bad omens. In order to use these ideas to rule the people, the ancient Japanese polity set forth the almost same tax exemption provisions as those of the Chinese dynasty.

According to the descriptions of tax exemptions in the six historical compilations and other documents, the Exemptions (3) and (4) were made available when specific events happened to the polity (e.g. the enthronement of new emperors and the change of era names) and the people (e.g. disasters), respectively, in the eighth century. These exemptions were authorized by the central polity so as to claim its legitimacy. In the ninth century, however, as implied by the declining frequency of political affairs-related tax exemptions, the Confucian concept of sovereignty could no longer be used to support the legitimacy of the polity to rule the people. Likewise, disaster-related exemptions were less frequently issued by the central polity. Rather, it became more common for them to be granted to individual provinces based on application from provincial governors. Moreover, an exemption scheme was introduced for unpaid craft produce and corvée labor taxes in response to the strengthened rule of provincial governors over their jurisdictions and the institutional development of local administra-